

我妻栄の青春 (3)

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4741338>

出版情報 : 法政研究. 88 (3), pp.110-51, 2021-12-13. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



我妻栄の青春（3）

七戸克彦

- I プロローグ
 - 1 日本民法学の時代区分
 - 2 我妻法学の時代区分 …………… 以上 88 卷 1 号
- II 幼年時代（明治 30～36 年：0～5 歳）
 - 1 郷土
 - 2 家庭 …………… 以上 88 卷 2 号
- III 興讓尋常高等小学校時代（明治 36～42 年：6～11 歳）
 - 1 操行=乙
 - 2 同年代との比較 …………… 以上本号
- IV 米沢中学校時代（明治 42～大正 3 年：12～16 歳）…………… 以下次号
- V 第一高等学校時代（大正 3～6 年：17～20 歳）
- VI 東京帝国大学時代（大正 6～9 年：20～23 歳）
- VII エピローグ

III 興讓尋常高等小学校時代（明治 36～42 年：6～11 歳）

【101】 我妻栄の小学校時代の最も有名なエピソードであるとともに、彼の人格形成との関係でも落とすことのできない出来事として、「操行」の評定をめぐる物語がある。以下、我妻自身の文章を引用しておこう。

① 昭和30年「家庭生活の民主化」〔12 私の操行は乙であった〕⁽¹⁾

私の小さいときの経験を一つ申しあげましょう。

私は明治30年に生まれましたので、ちょうど小学校に入ったときに日露戦争がはじまりました。そして、最初に受け持たれた経験のある先生が出征された。それからあとは、小学校も非常な先生難となりましたので、中学校を卒業したばかりのあまり経験のない先生に、つぎからつぎと、短い期間ずつ受け持たれました。自分の弁解をするようになって恐縮ですが、そういう先生につけられた私の通信簿の操行……その当時は品行といったと記憶しますが……その「品行」はいつでも乙でした。

母が非常に心配しまして、なぜ品行が乙でしょう、と先生のところにききにいったのです。そうすると、先生のいわれるには、あなたのところの子供はさわいで困る、机の前におとなしく坐っていない、算術の問題などをやらしていると、すぐやっちゃって、隣の子に教えたり、うしろの子に教えたり、それで足りないものだから教室中かけまわって、あっちへ行行って教えたり、こっちへ行行って教えたり、どうもうるさくてしょうがない。ああさわぐのでは品行は乙です。……それを聞いて、母は……私が今日にいたったのは、まったく母のおかげだといわねばならないほど、母は全生命をうちこんで私を育ててくれたのですが、その母は、よく学校に来て、こっそりうしろのほうで見えています。すぐ私がさわぐ。ちょっと何かの拍子で母の姿を見つけると、首をちぢめてちゃんとおとなしくする。しかし、母がいなければまたさわぐという状態はなおらなかったそうです。

ところが、小学校の4年になりましたときに、はじめて経験のある先生に受け持たれました。そうしたら、その先生が品行甲をくれました。母が行ってきいてみましたところが、その先生のいわれるには……品行の点をつけるくらいむずかしいことはない。子供たちはみな個性をもっている。静かにしている子供にさわげといっても無理だし、本質的にさわぎたい子供に静かにしていろというのも無理だ。お人形さんのように静かにしているのが品行甲で、さわぐのが乙だとはいえない。それぞれの子供の特色を大きく育ててゆくことが教育なのだから、さわぐ子供にはさわがせておきましょう。静かな子

(1) 我妻栄「家庭生活の民主化」『法律における理屈と人情』前掲Ⅱ注(63)116頁以下……〔所収〕『民法研究Ⅹ講演』前掲Ⅱ注(63)72頁以下、〔再刊〕我妻栄『法律における理屈と人情(第2版)』前掲Ⅱ注(63)106頁以下。

供には静かにさせておきましょう。ただらちを越えなければよい。いじわるだったり、ひねくれられたりしては困るが、そうでないかぎり、すべての子にお人形さんのようにせよというべきではない。あなたのお子さんは、さわぐけれども、毒はない。あまりできすぎるので、さわぐのかもしれない。品行は乙をつける必要はない。……これを聞いて、母ははじめて胸をなでおろしたそうです。わが意を得たとも思ったかもしれませんが。あとまで話をしておりました。この先生に2年〔3年〕教わったことが、私の小学校時代の忘れえない記憶であります。

② 昭和40年ジュリスト313号「⁽²⁾恩師」

小学校に入った年に日露戦争が始まった。最初にクラスの担任となられた先生は、出征して戦死され、それからは、教員不足で、資格のない代用教員が担任となられ、しかも短い期間につきつぎと代わり、名前さえ記憶にない。そんな不幸な3学年の後に、当時すでにヴェテランであった赤井先生の担任となり、6年卒業までの3年間を教えられたのであった。

私は、その頃から人に教えることが好きであったらしい。宿題をやってこない者に教えるために、座席を離れてさわぎ廻ることもあった。赤井先生は、それを適度にたしなめ適度におだてて、文字どおり「訓し導き」、それまで乙だった私の操行も甲にされた。母は先生のやり方に心から敬服していた。私が先生の恩を深く肝に銘じているのは、母の気持を受けついでいるのかもしれない。

③ 昭和45年米沢市民大学講座講演「⁽³⁾父と子・子と父」

小学校の頃、私は人に教えるのが好きで、教室の中を、あっちへ行って教えたり、こっちへ行って教えたりしょっちゅう教室の中を騒いでいたらしいんです。それでよく叱られまして立たされたんです。それで「品行乙」です。

母が非常に心配したんです。それでよく学校に来ました。教室の後ろの方に立って見ているんです。私は母が来たことを知らないで騒いでいるんです。一寸みると母がいるものですから、首を縮めてあとは少しおとなしくしていた。家に帰ると母に叱られるぞと恐る恐る帰るんですが、そうたいして叱りもしなかった。けれども、大きな声で叱ら

(2) 〔所収〕『民法と五十年——身辺雑記（4）』前掲Ⅰ注（115）174-175頁。

(3) 我妻栄「父と子・子と父」『我妻栄講演集・母校愛の熱弁』前掲Ⅱ注（87）121-122頁……〔所収〕『民法と五十年・その2——随想拾遺（上）』前掲Ⅱ注（87）198-199頁。

れるよりはもっとつらいわけです。

4年生の時に、先年亡くなられた赤井運次郎先生の受持になって、品行が「甲」になったんです。そこで母が赤井先生に伺ったところが、

「品行の点数をつけることぐらい難しいものはない。騒ぐから品行乙で、じっとしているから品行甲という訳にはいかん、何故騒ぐか、何故じっとしているかによるのだ。あなたのところの子供は簡単に出来すぎるのだ。自分でやって何もやるものがないものだから、退屈して騒いでいるのだからそれを品行乙という訳にはいかん。ただ、ひねくられたり、ねじけたりすると困る。だからそうならないようだけはしてやらなければならん。幸いにねじけた子供ではない。しかしあの子供をあまり叱ったり、あんまり罰をしたりするとねじけないとも限らない。だからお母さんはそのつもりでお育てになった方がよいでしょう」

と言って下さったそうです。母は非常に喜んだそうです。

私は、赤井先生を鳩山先生と並ぶただ2人の先生、私の今日在る恩を受けた先生と思っています。

【102】 我妻の二男・堯によれば、我妻は、家庭でもこの話を何度も繰り返していたという⁽⁴⁾。

小学校の時にはなんかひとのところへ行って教えると、なんか子どもの時から教えるのが好きで自分の座席に座ってないで、しょっちゅうほかの子どものところへ行ってはおせっかいに教えるために素行がいつも乙だったのが、赤井運次郎先生が受け持ちになったら、初めて甲になって、おつるおばあさんが聞きにいきましたら、子どもというのは個性を伸ばすのが大事なんで、おたくのお子さんは行儀が悪いのではなくて、ものが分かりすぎて、それを人に教えたがっているだけだから別に素行が悪いんじゃないということを言われたと父は何べんも繰り返し家でも話しておりました。その為に赤井運次郎先生を常に尊敬して、なんべんも訪ねてお礼をしていたようです。

以下では、上記【101】①②③の我妻の文章について、記載された文言に即して逐次検討してゆくことにするが、我妻栄の人格形成過程を、彼の生きた時代（明治→大正→昭和）の変遷を縦糸とし、彼の同時代人（一高・東大の同級生）との対比

(4) 我妻堯「米沢と我妻栄——父を語る」『我妻栄——人と時代』前掲Ⅱ注(38)292頁……〔再録〕『我妻栄講演集』前掲Ⅱ注(38)169頁。

を横糸として、相対化した形で捉え直すという、本連載の基本方針との関係でいえば、このエピソードについても、興味の対象はさしあたり次のようなものになる。

第1に、操行＝乙という評価は、当時の小学校において珍しいことなのか。深刻な大問題と受け取られるような事柄なのか。

第2に、赤井運次郎のような、児童の個性に着目した指導を行う教師は、当時の米沢あるいは全国的に見て、希有な存在であったのか。

第3に、小学校の教師に対して、終生敬師の念を抱き、生涯にわたって礼を尽くすことは、同世代の人物の中でも、我妻だけに認められる特別な事柄なのか。

1 操行＝乙

【103】 上記我妻の文章を読み解くためには、我妻の小学校時代の初等教育に関する前提知識が必要となる。

そこで、明治期の初等教育制度の変遷を一覧表で示しておく⁽⁵⁾と、次頁【別表】のようになる。

A 「学制」期（明治5～12年）——明治5年学制（【別表】①）の定める小学校には尋常小学のほか、女児小学・村落小学・貧人小学・小学私塾・幼稚小学があった。このうち就学の中心である尋常小学は、下等・上等に分かれ、修業年限はいずれも4年とされていたが、大学・中学のみならず、小学校においても、半年ごとの試験に合格して8級から1級まで昇級してゆく制度（等級制）が採用されており（【別

(5) 後掲諸文献のほか、一般的な概観につき、海後宗臣（監修）『日本近代教育史事典』（平凡社、昭和46年）、大森久治『明治の小学校——学制から小学校令までの地方教育』（泰流社、昭和48年）、国立教育研究所（編）『日本近代教育百年史 3～4 学校教育（1）～（2）』（教育研究振興会、昭和49年）、仲新＝伊藤敏行＝江上芳郎（編）『小学校の歴史（学校の歴史・第2巻）』（第一法規、昭和54年）、海後宗臣『海後宗臣著作集・第7巻・日本教育史研究Ⅰ』（東京書籍、昭和55年）、千葉寿夫『明治の小学校（増補改訂版）』（津軽書房、昭和62年）、中村勝男（編著）『資料が語る明治の小学校教育——学生から教育令まで』（中村勝男、昭和62年）、唐沢富太郎『（唐沢富太郎著作集1）児童教育史——児童の生活と教育（1）』（ぎょうせい、平成4年）、鈴木博雄（編著）『日本教育史研究』（第一法規、平成5年）、堀松武一『日本教育史研究（堀松武一著作選集）』（岩崎学術出版社、平成15年）、小山静子『子どもたちの近代——学校教育と家庭教育』（吉川弘文館・歴史文化ライブラリー143、平成14年）、柳治男『〈学級〉の歴史学——自明視された空間を疑う』（講談社選書メチエ325、平成17年）、佐藤秀夫『教育の文化史 2 学校の文化』（阿吽社、平成17年）、片桐芳雄＝木村元（編著）『教育から見る日本の社会と歴史』（八千代出版、平成20年）、柏木敦『日本近代就学慣行成立史研究』（学文社、平成24年）、古川修文『明治の小学校——教育資料館にみる社会のすがた』（三協社、平成26年）。

〔別表〕 明治期：初等教育関係年表

A 学制（明治5～12年）		
①	明治5年8月2日太政官布告第214号 学制	学区制（大学区・中学区・小学区）を採用、全国に小学校設立を企図、尋常小学校は下等・上等の2種
②	明治5年9月8日文部省無号（番外） 達 中学教則略並小学教則頒布	①学制を受けて、各学年の教科内容を規定、知育重視、試験により進級を決める等級制
③	明治8年1月8日文部省布達第1号 小学学齢ノ儀	「小学学齢ノ儀自今満六年ヨリ満十四年マテト相定候条此旨布達候事」
④	明治12年8月〔日不明〕 教学聖旨	教学の本意を示した「教学大旨」と、小学校教育のあり方を示した「小学条目二件」からなる、儒教的な德育重視
B 教育令（明治12～19年）		
⑤	明治12年9月29日太政官布告第40号 教育令（第1次教育令）	知育重視の教育方針、修身は学科の最後に挙示、小学校の就学者の呼称を「生徒」から「児童」に改称
⑥	明治13年12月28日太政官布告第59号 教育令改正（第2次教育令）	小学校の修学義務の徹底を図るとともに、德育重視、修身が小学校における科目の筆頭に掲げられる
⑦	明治14年4月30日文部省達第10号 学事表簿様式及取調心得	「生徒学籍簿」（単に「学籍簿」とも表記している）を法制化（第一式甲）、「品行性質」欄が設けられる
⑧	明治14年5月4日文部省達第12号 小学校教則綱領	小学校を初等科3年、中等科3年、高等科2年の8年制とし、すべての学年に修身科を配置、儒教主義の德育重視
⑨	明治16年7月31日文部省達第14号 教科用図書表ノ件	教科書につき、①学制～⑧小学校教則綱領の開申制（採択した教科書の届出制）を、許可制に変更
⑩	明治18年8月12日太政官布告第23号 教育令改正（第3次教育令）	地方の教育費の財政負担の軽減を図るための改正、小学校教育に関しては、学科に関する規定を削除
C 小学校令（明治19～昭和16年）		
⑪	明治19年4月10日勅令第14号 小学校令（第1次小学校令）	小学校を尋常小学校と高等小学校の2種とする（1条）、検定教科書制度を採用（13条）
⑫	明治19年5月10日文部省令第7号 教科用図書検定条例	⑪第1次小学校令13条に基づき許可制から検定制に移行した制度の細目を規定
⑬	明治19年5月25日文部省令第8号 小学校ノ学科及其程度	⑪第1次小学校令12条に基づく細目規定、尋常小学校を年限4年（義務教育）、高等小学校を年限4年とする
⑭	明治20年3月25日文部省訓令第3号 公私立小学校教科用図書採定方法ヲ定ム	⑪第1次小学校令13条・⑫教科用図書検定条例に基づく検定制につき、地方長官が審査委員を任命して採択
⑮	明治20年5月7日文部省令第2号 教科用図書検定規則	⑫教科用図書検定条例を廃止・全改
⑯	明治20年8月6日文部省訓令第11号 学校生徒卒業優等者選抜ノ件	森有礼文相、従来の学力重視の教育方針を、人物重視に転換、人物査定証書制度を採用（人物査定法）
⑰	明治23年2月17日～25日 明治23年地方官会議	26日付で「德育涵養ノ義ニ付建議」を総理大臣兼内務大臣山県有朋に提出

⑱	明治23年 8月14日文部省訓令第7号 明治20年 8文部省訓令第11号ヲ廃ス	芳川顕正文相により、森有礼文相（明治22年 2月12日暗殺）の⑱人物査定証書の制度を廃止
⑲	明治23年10月 7日勅令第215号 小学校令（第2次小学校令）	修業年限を尋常小学校3年または4年、高等小学校2年・3年・4年とする、祝日大祭日における儀式挙行を規定
⑳	明治23年10月30日 教育ニ関スル勅語（教育勅語）	明治23年10月31日文部省訓令第8号文部大臣芳川顕正訓示（同日官報2203号402頁「別紙／勅語」掲載）
㉑	明治24年 4月 8日文部省令第2号 小学校設備準則	校舎内に天皇・皇后の御影および教育勅語の謄本の奉置場所の設置を指示（2条）
㉒	明治24年 6月17日文部省令第4号 小学校祝日大祭日儀式規程	⑲第2次小学校令15条に基づく祝日大祭日儀式の細目を規定
㉓	明治24年11月17日文部省令第11号 小学校教則大綱	教育勅語の旨趣に基づく修身教育、大綱の「説明書」は学校と家庭の相互連絡を奨励（通信簿・授業参観の普及へ）
㉔	明治24年11月17日文部省令第12号 学級編制等ニ関スル規則	それまでの等級制から学級制に移行、市町村立尋常小学校については1学級70人未満の場合は正教員1人で対応
㉕	明治24年11月17日文部省令第14号 小学校教科用図書審査等ニ関スル規則	小学校教科書の選定につき府県知事の任命する小学校図書審査委員の審査によるものとした
㉖	明治27年 9月 1日文部省訓令第6号 小学校ニ於ケル体育及衛生ニ関スル件	日清戦争開戦に伴い、児童の体育に最重点を置き、知育偏向を排除、試験による席順の上下廃止（井上毅文相）
㉗	明治29年 2月 4日帝国議会貴族院 国費ヲ以テ小学校修身教科書用図書ヲ 編纂スルノ建議（馬屋原彰議員提出）	可決された建議書は即日政府に提出された。以後、明治30年には貴族院、明治32年、明治34年には衆議院で国定教科書への移行の建議がされる
㉘	明治33年 8月20日勅令第344号 小学校令改正（第3次小学校令）	尋常小学校の義務教育年限を4年に統一、将来の6年延長（→㉚）に備え、尋常小学校に高等小学校併置を奨励
㉙	明治33年 8月21日文部省令第14号 小学校令施行規則	試験による進級・卒業判定を全廃、「学籍簿」を法制化（第十号表）、「学業成績」欄中に「操行」欄が加わる
㉚	明治35年12月15日文部省令第15号 小学校令施行規則中改正	明治35年法律第50号（年齢計算ニ関スル法律）制定に伴い、表簿の記載を「生年月」から「生年月日」に変更
㉛	明治36年 4月13日勅令第74号 小学校令中改正削除	教科書疑獄事件（明治35年12月）を契機に、それまでの検定教科書制度から、国定教科書制度に移行
㉜	明治36年 4月29日文部省令第22号 小学校令施行規則中改正	㉛明治36年改正小学校令における修身・日本歴史・地理・国語読本の国定化に加え、算術図書も国定化
㉝	明治40年 3月21日勅令第52号 小学校令中改正	尋常小学校の義務教育年限を4年から6年に延長（高等小学校の旧1年・2年を尋常小学校5年・6年とする）
㉞	明治40年 3月25日文部省令第6号 小学校令施行規則中改正	㉝明治40年小学校令改正を受けて、尋常小学校6年の義務教育制度の細目を規定
㉟	明治41年 9月 7日文部省令第26号 小学校令施行規則中改正	㉞明治33年第1次小学校令施行規則の定める仮名・字体、字音仮名遣い、漢字制限を撤廃
㊱	明治41年10月14日詔書 戊申詔書	「戊申詔書」は通称、官報・法令全書には「上下一心忠実勤儉自彊タルヘキノ件」とある。平田東助内相が建議

表] A②(小学教則)、その際には飛び級も認められていたから、今日の小学校におけるような固定化した学年や学級もなければ、卒業式も存在しなかった。⁽⁶⁾

B 「教育令」(期(明治12~19年))——明治12年学制の廃止と第1次教育令(別表] B⑤)の制定は、財政的および政治的理由から教育行政の地方分権化を図ったものであるが、義務教育年限も厳格化され、小学校の最低在籍期間は16か月とされた。その後、明治13年第2次教育令(別表] B⑥)は、第1次教育令の最低在籍期間16か月を3年に延長するとともに、学制以来の知育重視の西洋教育から、儒教主義に基づく徳育重視の方向へと舵を切り、明治18年第3次教育令(別表] B⑩)は、教育行政の地方負担による財政窮乏の軽減を図った。

C 「小学校令」(期(明治19~昭和16年))——初代文部大臣・森有礼の行った学校制度の大改革——明治19年学校令(諸学校令)の制定——は、すでに触れたように「秩序的立身出世主義」を確立させたが(【52】②参照)、初等教育に関する明治19年第1次小学校令(別表] C⑪)下では、学制以来の知育重視の教育方針を修正して、人物評価の観点を加味した点が注目される(別表] C⑬)。

しかし、その後の明治23年第2次小学校令(別表] C⑱)では、同年渙発の教育勅語(別表] C⑳)の下で、第2次教育令(別表] B⑥)以降の徳育重視の傾向も強まって、祝日大祭日の儀式挙行が制度化され、修身の占める比重も増大した。その一方で、学制以来の知育重視の象徴であった等級制(8級)は廃されて、学年制(4年)が導入され、明治27年の日清戦争開戦(8月1日)直後には、試験による席順決定も廃止され(別表] C⑳⁽⁸⁾)、さらに、明治33年第3次小学校令(別表] C㉔)の下では、試験による進級・卒業認定も撤廃されて、平素の成績に関する評定のみを行う制度(今日と同様の学級制)に完全移行した(別表] C㉔⁽⁹⁾)。

(6) たとえば夏目漱石は、下等小学の8級・7級を半年で昇級、続く6級・5級も半年で昇級し、結局5年で小学校課程を修了した。さらに、わずか3年で下等・上等小学を全科卒業した例もあるという。齊藤利彦『試験と競争の学校史』(平凡社選書163、平成7年)60頁。

(7) 明治33年第3次小学校令(別表] C㉔)は、以降9回に及ぶ改正を受けつつ、40年余にわたって通用した後、太平洋戦争の始まる9か月前の昭和16年3月1日勅令第148号国民学校令に全改された。

(8) 尾形裕康「明治初等教育の試業」国士館大学文学部人文学会紀要12号(昭和55年)1頁。

(9) 上記諸文献のほか、天野郁夫『試験の社会史』(東京大学出版会、昭和58年)189頁。

（1） 入学年

【104】 「民法という法律は私より年が一つ若いんです。明治31年生まれです」と述べる我妻が、⁽¹⁰⁾ 小学校に入学するのは明治36年4月——明治30年4月1日生まれの我妻は、明治35年12月2日法律第50号（年齢計算ニ関スル法律）⁽¹¹⁾ の適用を受けた最初の小学生である（〔別表〕C⁵⁰参照）。

なお、我妻は、4月1日生まれにまつわる話をいくつか残している。たとえば次のごとし。⁽¹²⁾

来年〔昭和32年〕の3月31日を限りとして、37年間の大学生活に別れを告げるようになった。私は、1897年（明治30年）4月1日の朝10時頃に生まれてから、来年の3月31日の終りまででは、60年に10時間ほど足りない。しかし、「年齢計算ニ関スル法律」（明治35年）で年齢は出生の日から起算されるから、法律的には、満60歳に達したことになる。この法律のおかげで、小学校も「早生まれ」として入学した。クラスの中で私より歳の少いものはなかった。そして今は、最も若い停年教授となる。就学から停年まで、民法特別法のお世話になるとは、ずいぶん深い因縁である。

（2） 入学先

【105】 入学先の興讓尋常高等小学校については、我妻が同校を卒業する明治42年刊行の『米沢案内』に、次のようにある。⁽¹³⁾

(10) 「夫婦の財産共有性」『民法と五十年・その2——随想拾遺（上）』前掲Ⅱ注（87）207頁。「日本民法典60年」『法律随想——身辺雑記（1）』（有斐閣、昭和38年）75頁も参照。なお、現行民法典は、前3編が明治29年4月27日公布（法律第89号）、後2編が明治31年6月21日公布（法律第9号）で、明治31年6月22日勅令第123号「民法例戸籍法及競売法施行ノ件」により、「明治29年法律89号民法第1編第2編第3編明治31年法律第9号民法第4編第5編同年法律第10号法例同年法律第12号戸籍法及同年法律第15号競売法ハ明治31年7月16日ヨリ之ヲ施行ス」とされた。なお、この勅令の文言では、民法前3編（明治29年法律第89号）と後2編（明治31年法律第9号）は、別個の法律であるように読めるが、後2編は前3編の改正であるとするのが、今日の内閣法制局・法務省の見解である。

(11) 年齢計算を「生年月」の限りで行っていた（＝「日」は勘定に入れない）明治6年2月5日太政官布告第36号「年齢計算方」を廃止して、初日参入を規定。なお、「年齢計算ニ関スル法律」の名称は俗称で、法律名は付されていない。

(12) 我妻栄「いつわらぬ心境——停年をひかえて」『民法と五十年・その3——随想拾遺（下）』前掲Ⅱ注（39）345頁。このほか、「4月1日生れは早生れ」『追想の我妻栄』前掲Ⅰ注（92）161頁、「停年」『身辺随想——身辺雑記（2）』前掲Ⅱ注（26）119頁、「（還暦記念外遊日より）スウェーデンとデンマーク便り」『海外随想——身辺雑記（3）』（有斐閣、昭和39年）20頁、「1日の端数のおまけ」『民法と五十年・その2——随想拾遺（上）』前掲Ⅱ注（87）150頁も参照。

(13) 市川藤太郎『米沢案内』前掲Ⅱ注（126）87-89頁。

興讓尋常高等小学校

門東町下の町にあり本校元藩学校即ち専ら儒学を以て子弟を教養せる興讓館なりしか明治5年学制頒布せらるるに当り全年10月門東町上の町に松岬小学校全下の町に東堤小学校全年11月西土手の内町に西堤小学校全年9年2月越後番匠町に北堤小学校全年5月長町に長堤小学校全年7月地番匠町に松江小学校全年8月南町に南溪小学校全年9月座頭町に桜堤小学校を設立し又明治8年6月玉置県官吏及有志者の醸金を以て門東町下の町に私立研精女学校を設立せり而して此9小学校の校舎は多くは俗家或は寺院を仮借せしを以て教室の不便不完全等実と言ふに忍ひざるものあり又年々修繕に要する冗費多く且学業の進歩に伴ひ良教員を聘せざるを得ず又教育の発達を期せんには其基礎を鞏固ならしむるにあり他なし以上9学校を合して1の聯合大校を造り以て完全なる教育を施さんにはと当時の有力家相会し其得失を議し遂に聯合校舎を新築することに決し明治12年10月工を起し翌13年9月漸く竣り全月25日開校の典を挙げたるは即ち本校とす明治14年10月2日車駕東巡の際

御臨幸の榮を忝ふす

明治25年興讓尋常高等小学校と改称す

明治41年9月16日

皇太子殿下本市へ行啓の際御使を差遣はされ親しく視察せしめらる⁽¹⁴⁾

現在籍児童2612名なり

【106】 児童数が2,000人を超えている理由は、上記『米沢案内』⁽¹⁵⁾にもあるように、同校が、①東堤学校(創立明治5年10月)・②松岬学校(明治5年10月)・③西堤学校(明

(14) 〔七戸注〕皇太子(後の大正天皇)の行啓は、我妻が小学校5年生のときである。校長および職員総代・小泉訓導ならびに各学校より3名の児童総代が参加して、玄関前にて奉送迎を執り行った。興讓小学校『百年史』後掲注(15)②75頁。なお、皇太子は、明治41年9月15日に米沢に到着し、同日夜は上杉伯爵邸に宿泊した。中村忠雄(編)『米沢沿革史大要』(置賜郡郷土史研究会、昭和39年)63頁。

(15) なお、我妻の小学校時代の在校生数は、①『創立四十周年紀年・興讓小学校沿革大要』(興讓尋常高等小学校、大正9年……以下『四十年史』と略記)「児童累年表」20頁の記載と、②松野良寅(編著)『はるかなる道程——興讓小百年の歩み』(米沢市立興讓小学校百周年記念事業協賛会記念誌部、昭和55年……以下『百年史』と略記)「年表」384-385頁の記載で異なっており、明治36年①1,876名：②2,205名、明治37年①1,867名：②2,210名、明治38年①1,922名：②2,240名、明治39年①2,080名：②2,377名、明治40年①1,923名：②2,750名、明治41年①2,045名：②2,691名である。

治5年11月）・④私立精研女学校（明治8年6月）、⑤北堤学校（明治9年2月）・⑥長堤学校（明治9年5月）・⑦松江学校（明治9年7月）・⑧南溪学校（明治9年8月）・⑨桜堤学校（明治9年9月）の9校が合併した小学校だからであり、創立時（明治13年9月25日山形県令・三島通庸臨席で開校式典を挙げる）の校舎は木造3階建て、中央は4階建ての上部に4層の塔がそびえる大建築（工費は当時の額で1万円、現在価格に換算すれば数億円）に、近郷在住からの見物人は後を絶たず、山形県下はもとより日本国内でも有数の人的・物的な規模から、人々はこの学校を小学校ならぬ「^{おお}大学校」と呼んでいた。⁽¹⁶⁾

【107】我妻の幼年・少年時代である明治30年代から40年代は、日本の初等教育の就学状況が飛躍的に向上した時期である。小学校の就学率は、①我妻が生まれた明治30年には全国平均66.65%（男80.67%、女50.86%）、米沢市78.30%（男87.04%、女68.01%）であったが、②我妻が小学校に入学する明治36年度には全国平均93.23%（男96.59%、女89.58%）、米沢市94.13%（男97.68%・女90.25%）、③我妻の小学校最終学年の明治41年度には全国平均97.80%（男98.73%、女96.86%）、米沢市97.72%（男99.02%、女96.30%）と、子供が小学校に通うことは、一般的な社会慣行となるに至っていた。⁽¹⁷⁾

このような就学状況向上の直接の理由は、男子の立身出世欲の増大にも増して、上掲の数字から理解されるように、女子の就学率の飛躍的な増加にある。

（3） 教員

だが、就学率の増加以前から、小学校教員は深刻な人員不足に陥っていた。⁽¹⁸⁾

(16) 興譲小学校『四十年史』前掲注(15)①、『百年史』同②のほか、登坂又蔵（編）『米沢市史』（米沢市役所、昭和19年）557頁、米沢市史編さん委員会（編）『米沢市史（第4巻・近代編）』（米沢市、平成7年）165頁、403頁、米沢市教育委員会（編）『米沢市の教育』（米沢市教育委員会教育総務課、平成9年）、米沢市教育委員会（編）『半世紀の鼓動——米沢市の教育（米沢市教育委員会発足五十周年記念誌）』（米沢市教育委員会発足五十周年記念事業実行委員会、平成14年）参照。

(17) 『日本帝国文部省（第25年報：自明治30年至明治31年）～（第36年報：自明治41年至明治42年）』（文部大臣官房文書課、明治31～42年）、『山形県学事年報（明治30年度）～（明治41年度）』（山形県庁、明治32～43年）。

(18) 唐沢富太郎『教師の歴史——教師と生活の倫理』（創文社、昭和30年）25頁……〔所収〕『唐沢富太郎著作集（第5巻）』（ぎょうせい、平成元年）、石戸谷哲夫『日本教員史研究』（講談社、昭和42年）、西郷竹彦『文学のなかの教師像』（明治図書、昭和45年）、桑原作次『天皇制教育』（三省堂選書、昭和52年）、伊ヶ崎暁生『小説のなかの教師たち——明治・大正・昭和の作家たちが』

ア 日清戦争前

【108】 明治維新後の初等・中等教育の担い手は、周知のように、家禄による収入を断たれた士族階級であった。明治14年山形県東置賜郡中川村の川樋小学校元中山分教場に入学した吉田熊次（【59】参照）は、分教場の唯一の教師である鹿島才助について、次のように回想している。

鹿島先生は米沢藩士であった。当時の先生は偉いものだった。実際にも偉かった。恐らくこの先生も貧乏士族であったのでしょう。しかし先生は極めて厳格で行儀作法もやかましい。われわれは百姓の子供であったが、百姓の子供という意識で接して居られない。この点われわれ百姓の家に生れたが教育は士族と同じ教育を受けた。先生は自分が身を持つるに厳格であっただけに、それだけ子供にも厳格でいたずらをするに「このがき」といって頬をつねられた。士族魂をもっていた立派な人として、村中で尊敬されていた。その人は部落の家柄の家に室を借りて居ったが、室も一等等の奥座敷に厳然として居られた。そして日曜日には郷里の米沢に帰られた。その服装も袴をつけ実に厳然たるものであった。

「彼等〔士族〕は旧式ではあるが学識があつて文字を知っていたために小学教員に適したのである。また当時にあつては官員と教員とは意識的に人民を支配する治者意識をもち、智者が愚者を指導する経世済民的為政者の自覚が強かつたからである」。しかし、「士族が最も希望したのは官途であり、それにもつげず、また役人やポリスにもならなかつたものが多く教員になつた」。

イ 日清戦争後

【109】 だが、明治12年第1次教育令（〔別表〕B⑤）から、明治19年第1次小学校令（〔別表〕C①）下の明治21年4月25日法律第1号「市制」「町村制」を受けて、教育行政の地方分権化の方針に基づき、小学校の設立・維持経費は、原則として市

描く教育・教師観』（みくに書房、昭和61年）、久富善之（編著）『教員文化の社会学的研究』（多賀出版、昭和63年）、陣内靖彦『日本の教員社会—歴史社会学の視野』（東洋館出版、昭和63年）、稲垣忠彦=久富善之（編）『日本の教師文化』（東京大学出版会、平成6年）、影山昇『日本の教育の歩み—現代に生きる教師像を求めて（増補版）』（有斐閣、平成7年）。

(19) 唐沢富太郎・前掲注(18)25頁……〔所収〕30頁。唐沢の吉田に対する聞き書きである、なお、〔所収〕では表記等に変更が加えられているが、引用は〔初出〕による。以下同様。

(20) 唐沢富太郎・前掲注(18)28頁……〔所収〕33-34頁。

町村の負担とされていたため、教員の給与は極端に低く抑えられていた。

さらに、明治19年学校令（諸学校令）で確立された秩序的立身出世主義により、教職を立身出世の脱落者の進路と卑下する風潮が蔓延する一方で、明治24年小学校教則大綱（〔別表〕C⁽²³⁾）以降の授業内容の定式化の結果、各教員が独創性を発揮する機会は失われ、また、学校の運営についても、公物营造物に関する特別権力関係として捉える学校管理権論が徹底するに及んで、教師は行政機構の下層官吏のごとき性格を帯びるに至った。⁽²¹⁾

しかも、教員の待遇改善運動は、明治26年10月28日文部省訓令第11号（教員の政治的言動を禁止する訓令。いわゆる「箝口訓令」）によって封じられたところへ、日清戦争（明治27～28年）による物価高が追い打ちをかけた。そのため――⁽²²⁾

この頃の尋常師範学校入学者は、高等小学校を卒業してから2、3年私塾で予習した者とか、中学校を中退または卒業した者、というのが多かった。これが師範学校で4箇年修学して、就職するのである。師範学校卒業者は年齢学力において、専門学校卒業者に匹敵するのである。しかるに後者は、代言人とか医者とか判事などになると、20円から7、80円の月収があるのに、師範学校卒は9円から12円位の月給である。金額の上ではほゞ巡査なみであるが、巡査には被服料給与等があるのに、教員にはない。正教員クラスの月給でさえ、大工、左官なみ、悪くすると雇人足なみ、というところであった。しかも教員という職業柄は、紺の法被に紺足袋ではすまされず、洋服・靴・帽子または羽織・袴とか、相当な住居とか、交際費などの、特別のかゝりが要るのであった。⁽²⁴⁾

(21) 『日本近代教育百年史4 学校教育（2）』前掲注（5）1029頁によれば、このような学校管理の権力的包括的支配の傾向は、美濃部達吉がドイツの行政法理論を翻訳紹介した前後から、その理論的特質となったという。美濃部の翻訳紹介とは、オット・マイヤー（著）・美濃部達吉（訳）『独逸行政法（第1巻）～（第4巻）』（東京法学院、明治36年3～10月……〔復刻版〕信山社・復刻叢書・法律学編32-35、平成5年）である。

(22) 鳥崎藤村『破戒』〔初出〕『緑陰叢書第1篇』（鳥崎春樹・上田屋、明治39年）24頁は、日露戦争前夜の長野県・飯山尋常高等小学校（藤村が取材で訪問したのは明治36年〔=我妻小学校入学の年〕8月）における郡視学の視察の模様を次のように記している。「其日は郡視学と二三の町会議員とが参校して、校長の案内で、各教場の授業を少許づゝ観た。／＼……斯校長に言はせると、教育は則ち規則であるのだ。郡視学の命令は上官の命令であるのだ」。

(23) 石戸谷哲夫・前掲注（18）219-220頁。

(24) 〔七戸注〕国木田独歩『酒中日記』〔初出〕文芸界（明治35年11月号）……〔所収〕国木田独歩『運命』（左久良書房、明治39年）には、日清戦争後の小学校教員（東京・八雲尋常高等小学

こうした小学校教員の劣悪な処遇改善のため、政府は、俸給につき国庫補助を行(25)う一方、残部を負担する市町村の義務額を定めた。(26)

【110】 なお、教員資格に関しては、「学制」期（〔別表〕A明治5～12年）以来、師範学校卒業・教員免許取得者とする方針がとられていたが、就学率の向上と、これに対応した小学校数の増設の結果、教員免許取得者の不足は一段と深刻化した。

そのため、明治33年第3次小学校令（〔別表〕C⑳）42条1項は、「特別ノ事情アルトキハ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ小学校教員ニ代用スルコトヲ得」として、無資格者による代用を法制度上容認するに至った。

一方、教職は、女子にとっては、数少ない就職先の一つであったため、社会的地位と俸給の低さゆえに男子が敬遠する間隙を埋める形で、女教員の数は、とりわけ日清戦争以降に顕著な増加傾向となる（なお、我妻の母・つるが興譲小学校に奉職していたのは、結婚前の明治23年1月～24年8月（日清戦争の4年前）である。【90】）。

ウ 日露戦争後

【111】 教職従事者が長続きしない理由には、俸給や社会的地位の低さのほか、日露戦争（明治37～38年）後に社会問題化した結核恐慌がある。そもそも教職は、身体の虚弱のため軍人等になれなかった者が就く職業とされていたうえ、薄給で過剰労働に従事するため、呼吸器病が教員の職業病のように受け取られたのである。明治40年度の統計によれば、結核死亡者の14%以上が小学校教員であり、この比率は他の職業の約3倍であるという。(27)

【112】 以上のような種々の要因が複合的に作用して、小学校教員の不足は一段と

校教員・大河今蔵)の生活につき、次のようにあり（〔所収〕65頁）——「月給十五円。それで親子三人が食ってゆくのである。なんで余裕があらう。小学校の教員はすべからく焼塩か何にかで三度のめしを食ひ、以て教場に於ては国家の干城たる軍人を崇拜すべく七歳より十三四歳までの児童に教訓せよと時代は命令して居るのである」——興譲小学校『百年史』前掲注(15)②63頁も、この記述を引用している。

(25) 明治29年3月24日法律第14号「市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法」、明治33年3月16日法律第63号「市町村立小学校教育費国庫補助法」。

(26) 明治30年1月4日勅令第2号「市町村立小学校教員俸給ニ関スル件」。

(27) 石戸谷哲夫・前掲注(18)248頁。なお、田山花袋『田舎教師』（佐久良書房、明治42年）の主人公・林清三（埼玉・羽生の三田ヶ谷村・弥勒尋常高等小学校の代用教員）の月給は11円（9頁）、校長相手に「一生小学校の教員をする気はない」と大望を語るが（31頁）、貧困の中で結核に冒され、日露戦争の遼陽会戦（明治37年8月24日～9月4日）祝捷の提灯行列の声を聞きながら息を引き取る。

深刻化することとなり、日露戦争中の東京朝日新聞明治37年4月20日朝刊7面には、以下のような記事があり――

●小学校教員の不足　は年々増加し〔明治〕31年に於て3万0977人なりしも35年には其不足数4万1409人となれり其内准教員は忍ぶとするも徳操智識共に缺けたる代用教員の数2万1934あるに至っては当局者に於ても尚一層小学教員養成の道を講ぜられたきものなり

――また、日露戦争後の東京朝日新聞明治39年11月20日朝刊2面には、次のような記事がある。

●小学校正教員の不足　目下全国に於ける小学校教員中准教員及代用教員の数は総計3万人にして内代用教員1万2千余人あり而して正教員は毎年約3000人宛新に採用して義務年限修了者及び准教員代用教員に替へつ、あるも今後満韓に於ける教育機関参与の爲め渡航するものを見積もるときは正教員を以て全部を補充し終るは今後尚ほ14、5年を要すべしと云ふ

これに対して、文部当局は、明治40年4月17日文部省令第12号「師範学校規程」を制定し、①従来の4年の修業年限のコースのほか、②新たに短期修了（男子は1か年、女子は2か年または1か年）コースを設けて師範学校本科を2部制（①本科第一部・②本科第二部）とするなど、正教員の増員策を講じたが、結果として、女教員の数は、明治43年度には教員全体の25%以上を占めるようになった一方で、俸給を低く抑えることのできる代用教員も依然として重宝され、明治40年に入ってから不景気による就職難と相俟って、代用教員の志願者も増加傾向をたどった。

【113】 石川啄木（明治19年2月20日生まれ、明治31年盛岡尋常中学入学（翌明治32年盛岡中学校に改称）、明治35年10月退学）が、洪民尋常高等小学校の代用教員となったのは、赤井運次郎が我妻栄（4年生：9歳）の担任になるのと同じ明治39年4月、啄木20歳のときである。当初は「日本一の代用教員」たらんと張り切った彼であったが、校長の徹底した学校管理と教育内容の統制に幻滅⁽²⁸⁾し、1年後の明治40年4月に退職する。

【114】 一方、興譲尋常高等小学校に関していえば、我妻入学時の校長は、第3代・

(28) 明治39年7月起稿・11月修正の小説「雲は天才である」に、その詳細が記されている。石川啄木「雲は天才である」『石川啄木全集（第3巻・小説）』（筑摩書房、昭和53年）3頁。

矢島清次郎（明治33年4月～明治40年3月）であったが、我妻4年生終わりの明治40年3月7日矢島校長の病死により、歌川源太郎が第4代校長に着任した（明治40年4月～大正7年3月⁽²⁹⁾）。

また、我妻の小学校時代の教員については、興譲小学校『百年史』の巻末「本校勤務職員名簿」に――、

- ① 村山つぎ（訓導〔＝今日の小学校教諭〕：明治37年3月～明治43年8月）
- ② 桐生虎雄（准訓導：明治37年6月～明治38年3月）
- ③ 高梨孝一郎（准訓導：明治39年3月～明治39年10月）
- ④ 香坂秀雄（准訓導心得：明治39年7月～明治40年3月）
- ⑤ 氏家りつ（訓導：明治40年月不明～大正元年4月）
- ⑥ 松坂徹（准訓導：明治40年7月～明治43年8月）
- ⑦ 矢島とく（准訓導心得：明治40年9月～明治40年10月）
- ⑧ 香坂〔旧姓小倉〕よう（訓導：明治41年4月～大正3年5月）

――の8人の名が挙がっているが⁽³⁰⁾、すでに触れたように、同校は児童数が2,000人を超える大規模校であり（【106】）、児童70名あたり1教員の要求（【別表】C②明治24年「学級編成等二関スル規則」）との関係では、30～40名の教員が必要である。

一方、興譲小学校『四十年史』「開校以来ノ職員」一覧には、赤井運次郎のほか、上記『百年史』のうち⑦矢島とく以外の教員の名があることから、⁽³¹⁾『四十年史』掲載の教員のうち、少なくとも赤井運次郎から⑧香坂ようまでの43名については、我妻小学校時代の教員と考えられる⁽³²⁾。

しかし、我妻が、「最初にクラスの担任となられた先生は、出征して戦死され、それからは、教員不足で、資格のない代用教員が担任となられ、しかも短い期間に

(29) 興譲小学校『百年史』前掲注(15)②73頁。

(30) 興譲小学校『百年史』前掲注(15)②「本校勤務職員名簿」361頁。

(31) 興譲小学校『四十年史』前掲注(15)①16-17頁。なお、その前の頁(15頁)には「我妻ツル」の名が認められる。

(32) なお、この「開校以来ノ職員」一覧には、明治13年～大正9年の40年間の在職者375名の氏名が記載されているが、「在職6ヶ月ニ満タザル者ハ省ク」との注記があるのは、6か月未満の短期退職者が多かったことを推測させる。また、この一覧には、15年以上の在職者には「○」、20年以上の在職者には「◎」の印がつけられているが、○15年以上の在職者は赤井運次郎をはじめ18名、◎20年以上の在職者は6名にすぎない。これも、他校への転任というより、教職を離れた者が多数存在していたことをうかがわせる。

つぎつぎと代わり、名前さえ記憶にない」と述べるところの（【101】②）、我妻の操行に「乙」をつけた小学校1～3年の担任に関しては、明らかにならない。

（4）表簿

【115】 また、我妻は、「私の通信簿の操行……その当時は品行といったと記憶しますが……その『品行』はいつでも乙でした」と述べているが（【101】①）、しかし、「品行」と「操行」は、本来は別制度であった一方、我妻が通った興譲小学校において、「品行」は、「通信簿」（ただし表題は別名称である。【122】参照）に記載される項目であった。これに対して、「操行」は、これまた「通信簿」とは別物であるところの「学籍簿」に記載される事項である。

ア 指導要録と通信簿

【116】 まず、「学籍簿」とは、今日の小学校・中学校・高等学校における「指導要録」（学校教育法施行規則24条1項）の前身である⁽³³⁾。

現在の小学校の指導要録は、①学籍に関する記録と、②指導に関する記録の二つに大別され、このうちの②指導に関する記録は、さらに、a学習関係の記録（各教科の学習の記録、特別の教科・道徳、外国語活動の記録、総合的な学習の時間の記録）、b特別活動の記録（学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事）、c行動の記録（基本的な生活習慣、健康・体力の向上、自主・自律、責任感、創意工夫、思いやり・協力、生命尊重・自然愛護、勤労・奉仕、公正・公平、公共心・公德心）、d総合所見及び指導上参考となる諸事項、e出欠の記録からなる。この表簿は、児童・生徒が転校・進

(33) 戦後の指導要録の制度は、昭和23年11月12日学校教育長発学第510号通達「小学校学籍簿について」で示された学籍簿に始まる。教育公論編集部（編）『新しい学籍簿』（明治図書出版社、昭和23年）、東京文理科大学内教育心理研究会（編）『小学校学籍簿の記入法』（金子書房、昭和23年）、新教育研究会（編）『小学校学籍簿記入のしおり』（学徒図書組合、昭和24年）。その後、昭和25年10月9日文部省令第28号で学校教育法施行規則が改正され（第6次改正）、「学籍簿」が「指導要録」に改められた。なお、わが国の教育評価制度の歴史一般については、『学籍簿・指導要録の変遷（指導要録資料・第1）』（文部省初等中等教育局中等教育課、昭和41年）、天野正輝（編）『教育評価論の歴史と現代的課題』（晃洋書房、平成14年）、山根俊喜「通知表・指導要録の課題——教育評価制度の歴史と現状をふまえて」田中耕治（編著）『新しい教育評価への挑戦・新しい教育評価の理論と方法〔I〕理論編』（日本標準、平成14年）99頁、板倉聖宣『教育評価論』（仮説社、平成15年）、岩崎保之「指導要録における情意に関する評価の変遷」現代社会文化研究40号（平成19年）297頁、藤岡秀樹「指導要録の変遷と教育評価の課題——1980年代以降に焦点をあてて」京都教育大学紀要118号（平成23年）108頁。

(34) 文部科学省「小学校児童指導要録（参考様式）」「様式1（学籍に関する記録）」「様式2（指導に関する記録）」。https://www.mext.go.jp/component/b_menu/nc/_icsFiles/afiedfile/2019/04/09/

学する際に、その写し（法令上の名称は「調査書」であるが、一般には「内申書」と呼ばれる）を転校・進学先の学校に提出するための原簿であって、児童・生徒や父兄に対する閲覧・交付は想定されていない⁽³⁵⁾。

この表簿の評定は、指導「要録」の言葉の示すように、各学期あるいは平素の学習・行動を記録した基礎帳簿の内容を学年単位に集計・総合したものである。これに対して、「通信簿」（「通知簿」「通知表」「通信表」など、その呼称は今日に至るまで法定化・統一化されていない）は、各学期・平素の学習・行動記録を、保護者への連絡目的で転記・調製した表簿であって、「指導要録」の前身である「学籍簿」とは記載内容も使用目的もまったく異なる。このことは、今日の通信簿と、いわゆる内申書（調査書）すなわち指導要録の写しとの違いを考えれば、明瞭であろう。

イ 学籍簿

【117】 今日の指導要録の前身である「学籍簿」が法制度化されたのは、小学校についていえば、第2次教育令（【103】【別表】B⑥）下の明治14年「学事表簿様式及取調心得」（【別表】B⑦）「甲号 学校長教員ノ部」中の「第一式甲 生徒学籍簿」で、その記入要領には「特ニ品行性質ノ如キハ教員宜ク各生徒ニ就テ之ヲ詳記スヘシ」とある。これが法制度上「品行」の項目が登場する最初である。

【118】 その後、この様式については、明治19年森有礼文相の学校令（諸学校令）の一環である第1次小学校令（【別表】C⑪）で廃止され⁽³⁶⁾、代わって、明治20年8月6日付で「凡ソ学校ニ於テハ畜ニ其生徒ノ学力ノミナラス兼テ人物ノ如何ニ注目シテ学力ト人物トヲ査定シ各尋常優等ノ二等トシ卒業ノトキニ至リ之ヲ証明スル証書ヲ授与セシムヘシ」との訓令が発出された（【別表】C⑬）。

しかし、この訓令は、森文相暗殺1年後の明治23年に廃止されてしまい（【別表】C⑭）、「品行」あるいは「人物」の評価項目の法令上の根拠は消失する。

【119】 それが法制度上再び姿を現すのは、第3次小学校令（【別表】C⑳）下の明

1415206_1_1.pdf

(35) なお、現在の指導要録については、非開示情報に該当するか否かが争われた判例（最（3小）判平成15・11・11判時1846号3頁・判タ1143号214頁）のほか、中学校に関しては、「行動及び性格の記録」欄の記載に対する損害賠償請求の事案がある（最（2小）判昭和63・7・15判時1287号65頁・判タ675号59頁）。

(36) 明治19年3月22日文部省令第2号「明治14年第10号達（学事表簿様式並取調心得）廃止」。

治33年小学校令施行規則（〔別表〕C⁽³⁷⁾）であって、同規則は、明治5年学制以来の試験による進級・卒業判定制度を全廃して今日の学級制に移行したほか、89条で小学校長に対して「第十号表」の様式に依拠した「学籍簿」の編製を命じた。

問題は、この第十号表の記載項目であって、今日の指導要録の「行動の記録」に相当する項目は存在しておらず、今日の指導要録の「学習関係の記録」に相当する「学業成績」欄中に、学科目（様式では「修身」「国語」「算術」「体操」以下は空欄）の後に「操行」欄が設けられている。すなわち、「操行」は、少なくとも明治33年小学校令施行規則第十号表の体裁上は「学業成績」中の1項目だったのである。

【120】なお、操行も含めた「学業成績」各科の成績評価の評語に関しては、昭和13年の第十号表改正までは統一的基準が示されておらず、各地方・各学校によって、10点法・甲乙丙（丁戊）・優良可など、適宜の方法が採用されていた。⁽³⁹⁾

平成25年に発見された宮沢賢治（我妻栄の一高・東大の同期である金田一他人と盛岡中学の同級生——つまり宮沢賢治と我妻栄は同学年である）の学籍簿は、明治33年小学校令施行規則第十号表の様式（【119】）であるが、評定は教科目・操行のいずれも甲

(37) 明治5年学制下における半期ごとの等級制から、明治24年第2次小学校令下での学年制への移行（〔別表〕C⁽³⁷⁾学級編制等二関スル規則）を経て、明治33年第3次小学校令下での学級制への完全移行（〔別表〕C⁽³⁷⁾小学校令施行規則）に至る過程に関しては、上記諸文献のほか、杉村美佳「明治期における等級制から学級制への移行をめぐる論議——教育雑誌記事の分析を中心に」上智大学短期大学部紀要36号（平成27年）19頁。

(38) 第十号表の様式については、大正10年8月5日文部省令第36号改正を経て、昭和13年1月29日文部省令第2号改正で「学業成績」欄の評価基準がはじめて示された（「学業成績中教科目ノ成績ハ10点法ニ依リ操行ハ優良可ノ區別ニ依リ記入スルコト」）ほか、「学業成績」欄とは別に「性行概評」欄が新設された。

さらに、その後についても付言しておく、第3次小学校令を廃止・全改した昭和16年国民学校令下の学籍簿では、「教科及科目」欄から「操行」の項目が消失した（昭和16年3月14日文部省令第4号「国民学校令施行規則」第四表）。なお、「性行概評」欄は存在する。これは、戦時体制下ですべての教科目の「操行」化が企図されたこととの関係で、教科目とは別に「操行」の項目を立てておくのは障害になると考えられたためである。

(39) 上記諸文献のほか、小宮山栄一「標準検査の心理学的研究」（金子書房、昭和43年）182頁、宮嶋邦明「学習評価方式の歴史的変遷とその特徴——指導要録（学籍簿）の中の『学習の記録』（学業成績）を中心に」京都府立大学学術報告「人文」27号（昭和50年）84頁、天野正輝「明治期における徳育重視策の下での評価の特徴」龍谷大学論集471号（平成20年）101頁。

(40) 我妻栄と同年代の童話作家には、浜田広介（明治26年5月26日生まれ、我妻とは米沢中学で同期、大正7年早稲田大学英文科卒）、宮沢賢治（明治29年8月1日生まれ、大正7年盛岡高等農林学校農学科第2部卒）のほか、戦後児童文学の金字塔『コタンの口笛』（東都書房、昭和32年）の作者・石森延男（明治30年6月16日生まれ、大正12年東京高等師範学校文科第2部（国語・漢文）卒）がいる。

乙丙の3段階評価である⁽⁴¹⁾。

これに対して、我妻栄の学籍簿が、現在の米沢市立興譲小学校に保存されているかどうかについては、現段階では未調査であるが、もし我妻栄や大熊信行（我妻より2学年上）の学籍簿その他の学校表簿が発見されれば、宮沢賢治の学籍簿以上に大きな資料的価値を有するであろう⁽⁴²⁾。

ウ 通信簿

【121】 以上の「学籍簿」に対して、「通信簿」（通知簿）は、文字通り、学校と家庭との間の「通信」「通知」のために用いる表簿である。

家庭に対する通知制度としては、明治5年学制の等級制における、昇級試験の結果の保護者への通告のほか、明治20年人物査定証書の授与制度（【118】）も、通知制度の一種といえないこともない。

だが、今日の「通信簿（通知簿）」に連なる直接の淵源と一般に目されているのは、明治23年第2次小学校令（〔別表〕C⑨）下の明治24年小学校教則大綱（〔別表〕C⑳）の「説明書」における、以下のような記述である。「〔a〕前陳教授上ニ関スル記録〔＝教授細目と授業週録〕ノ外ニ各児童ノ心性、行為、言語、習慣、偏癖等ヲ記載シ道徳訓練上ノ参考ニ供シ〔b〕之ニ加フルニ学校ト家庭ト気脈フ通スルノ方法ヲ設ケ相提携シテ児童教育ノ功ヲ奏センコトヲ望ム⁽⁴³⁾」。

この「説明書」のうちの前半部分〔a〕は、前記「学籍簿」に関する第3次小学校令下の明治33年小学校令施行規則「第十号表」の「操行」欄の創設（【119】）へと連なるのであるが、一方、後半部分〔b〕の「学校ト家庭ト気脈フ通スルノ方法」

(41) 読売新聞平成25年5月18日東京夕刊1面「賢治 小学校オール甲 5、6年は皆勤賞 花巻の母校 学籍簿発見」、朝日新聞平成25年5月23日地方（岩手全県）朝刊25面「賢治、オール『甲』小学校時代の学籍簿、今夏公開 体格『強』、文武に秀で」に、学籍簿の写真が掲載されている。学籍簿の記載は3年次から始まっており、1～2年次の記録がないのは、記事によれば、学校の火災で焼失したとされている。また、記事は、この学籍簿の記載については『校本宮沢賢治全集』ですでに紹介済みとする一方、通信簿に関しては、生家が空襲に遭った際に失われたとしている。しかし、①『校本宮沢賢治全集・第14巻（補遺・補説、年譜、資料）』（筑摩書房、昭和52年）「年譜」430頁、965頁、②『【新】校本宮沢賢治全集・第16巻（下）（補遺・資料：年譜篇）』（筑摩書房、平成13年）43頁、③『同（伝記資料篇）』59頁には「通告表」「通信簿等」とあるので、『全集』記載の成績の出典は「通信簿」であって「学籍簿」ではない。

(42) 大正6年（5月22日）米沢大火で、米沢尋常高等小学校の校舎は全焼しているが、御真影と並ぶ重要書類である学籍簿その他の学校表簿は、真っ先に搬出されているはずである。

(43) 文部省内教育史編纂会（編）『明治以降教育制度発達史（第3巻）』（龍吟社、昭和13年）104頁。

の具体的内容が「通信簿（通知簿）」である、とされているのである。⁽⁴⁴⁾

【122】 通信簿（通知簿）は、学籍簿と異なり、法令に基づいて制度化された表簿ではないため、名称・様式や記載内容も、各地方や学校によって様ではないが、興譲小学校『百年史』掲載の「明治40年頃の通信簿」の写真では、表題には「通信簿」ではなく「学業成績及品行通告」とあり、また、この表簿には「品行」欄はあるけれども「操行」欄は存在しない。それゆえ、我妻が「私の通信簿の操行……その当時は品行といったと記憶しますが……」と述べているのは（【101】①）不正確で、我妻在学当時の興譲小学校にあっては、家庭との連絡用の表簿である通信簿（「学業成績及品行通告」）の記載では、学籍簿の法定記載項目である「操行」ではなく、「品行」という用語が使われていたのである。

一方、この興譲小学校「学業成績及品行通告」記載の「注意」書によれば、品行の評価は修身その他の学業成績と同じく「甲」「乙」「丙」の3段階であり、「甲は優等の成績」「乙は普通の成績」「丙は劣等の成績」とある。『百年史』掲載の児童についていえば、修身は全学年甲で、他の科目も5年生まではオール甲であるが、6年生になって国語・図画・体操・唱歌に乙がついている（丙はない）。この評定基準との関係では、我妻の「品行」欄に丙（＝劣等）をつけられたのならともかく、乙（＝普通）の評価がついたことが、大騒ぎするほどの一大事なのか、という根本的な疑問が湧くが（最終学年になって急にいくつも乙をつけられた女子児童のほうが、よほど心配である）、この点に関しては、さらに種々の判断材料を整えたと、後に

(44) 花井信「通信簿史考」『近代日本地域教育の展開——学校と民衆の地域史』（梓出版社、昭和61年）172頁、山根俊喜「『通知表』の起源について——明治前期の日常的成績評価及び行状・品行評価と家庭通信」鳥取大学教育学部研究報告教育科学39巻1号（平成9年）167頁、奥田真丈＝河野重男（監修）／安彦忠彦＝新井郁男＝飯長喜一郎＝井口磯夫＝木原孝博＝小島邦宏＝堀口秀嗣（編）『新版・現代学校教育大事典5』（ぎょうせい、平成14年）102頁「通知表」〔長尾彰夫〕。

もっとも、明治24年小学校教則大綱「説明書」以前にも、金港堂（編）『学校管理法』（金港堂、明治22年）は、「品行簿」を、「一小試験期ノ始ニ於テ受持教員コレヲ生徒ヘ渡シ置キ毎日学校内外ノ品行ヲ見テ最終ノ時間ニ記入シテ各生徒ヘ渡スベシ」とし（162頁）、一方、「父兄タルモノハ宜シク平生ノ行状ニ注意シ其ノ矯正ヲ務ムベシ若子弟ノ行状ニ関シ学校ヘ通告スベキコトアルトキハ裏面ノ父兄ヨリノ欄内ヘ其ノ事由ヲ記スベシ」「此ノ品行簿ハ毎朝出席ノ節級長ヲ経テ教師ヘ出シ退校ノ節受取り帰宅ノ上必ズ父兄ノ一覽ニ供スベシ」（166-167頁）としている。

(45) 興譲小学校『百年史』前掲注（15）②61頁。「学業」欄中「裁縫」の欄に評定がつけられていることから、女子児童の通信簿である。

改めて検討することとして、さしあたっては学校と家庭の関係についての話を続けよう。

エ 授業参観

【123】 上記明治24年小学校教則大綱の「説明書」にいう「学校ト家庭ト気脉フ通スルノ方法」に関しては、「通信簿（通知簿）」のほかに、「授業参観」がある。

授業参観に関しては、明治5年学制の等級制の下においても、昇級試験の参観制度が存在していたが、平素の授業の参観が一般化するのには、明治20～30年代のことである（⁽⁴⁶⁾もともと、通信簿と同様、授業参観もまた法制度化はされていない）。

しかも、この時代の参観方法は、今日の小学校におけるような定時の授業参観に限られず、随時の授業参観も推奨されていた。我妻の文章にある「母は、よく学校に来て、こっそりうしろのほうで見えていました」（【101】④）との記述は、今日の小学校の定時参観からすれば違和感を覚えるが、しかし、我妻の小学校時代においては、特異な事柄ではなかったのである。⁽⁴⁸⁾

（5） 授業科目

【124】 我妻の小学校時代に起きた初等教育の大改革は、①第1に明治37年4月の教科書の国定化であり、②第2に明治41年4月の義務教育期間4年から6年への延長である。

① 明治36年小学校令改正——このうちの教科書の国定化についていえば、小学校教科書の採用方法は、学制時代の自由採用制（開申制）が、第2次教育令下の許可制を経て（【別表】B⑨）、第1次学校令（【別表】C⑩）で検定教科書制度に移行していたところ、明治36年小学校令改正（【別表】C⑩）に基づき、明治37年4月より

(46) 明治24年小学校教則大綱（【別表】C⑨）の前年に刊行された能榮榮『学校管理術』（金港堂、明治23年）249頁「家庭通知簿ノ事」の項には、次のようにある。「父兄ハ時々学校ヲ参観シテ子弟ノ家庭ニ於ケル行為ト情態トヲ教師ニ談シ、共ニ其ノ教導改良ヲ図ルガ如キハ最モ望マシキ事ナリトス。此ノ事ニ就キテ、最モ必要ナルハ、一ノ通知簿ヲ設ケ学校ト家庭トヲ連絡スルノ一助ニ供スルニアリ」。

(47) たとえば利根川与作『教育法令・学校衛生・学校管理法教科書』（富山房、明治35年）227頁以下「父兄をして参観せしめよ」の項では、「常時参観」と「定時参観」が併記されている。

(48) なお、興譲小学校『四十年史』前掲注（15）①8頁の明治36年（我妻1年生）の項には「春秋2季児童の父兄を学校に招き又北部方面4ヶ所に於て幻灯を用ひて懇談会を開き家庭の連絡に兼ねて社会教育に資せんと試みたり」とある。

国定教科書制度へと移行したものである。⁽⁴⁹⁾

なお、明治37年4月（我妻尋常科2年）から使用された国定教科書は、修身・国語読本・書き方手本・日本歴史・地理の教科書で、算術と図画の教科書は翌明治38年（我妻尋常科3年）から使われた。⁽⁵⁰⁾

② 明治40年小学校令改正——一方、日露戦争（明治37～38年）後の明治40年小学校令改正（〔別表〕C⁽³³⁾）による義務教育期間の伸長は、高等小学校の1～2年を尋常小学校の5～6年に変更するものであり（翌明治41年4月より施行）、したがって、我妻は、興譲尋常高等小学校の尋常科4年から高等科1年を経て尋常科6年を卒業したことになる。

なお、同改正に伴う施行規則の改正（〔別表〕C⁽³⁴⁾）によって、教授要旨にも修正が加えられ、教科書の内容もこれに沿う形に改訂されたが（第2期国定教科書）、その使用は、我妻卒業後の明治43年のことである。⁽⁵¹⁾

ア 修身

（ア） 修身の教育目的

【125】 修身科目は、国民の思想教育の根幹であることから、早期から教科書の国

(49) 明治36年改正小学校令（〔別表〕C⁽³²⁾）の附則には「本令ハ明治37年4月1日ヨリ之ヲ施行ス」とある。

(50) ただし、算術は尋常小学校では児童用がなく、教師用だけであった。第3学年以上に児童用の教科書が使われるようになるのは、後記②我妻卒業後の明治43年であり、また、同年には理科も国定教科書に加えられ（明治43年7月21日文部省令第21号小学校令施行規則中改正）、翌明治44年から使用された。

(51) なお、国定教科書は、終戦直後の昭和22年度まで、計6期にわたって刊行された。①我妻在学中の第1期国定教科書（明治37～42年度。国語が「イエスシ」読本）の後、②我妻が小学校を卒業した翌年より採用された第2期国定教科書（明治43～大正6年度。国語が「ハタタコ」読本）は、修身教科書を編集した教科用図書調査委員会の部長が穂積八東であったことから、家族国家倫理の強調に傾いたが、③第3期国定教科書（大正7～昭和7年度。国語が「ハナハト」読本）では、大正デモクラシーの思潮を受けて、再び近代市民としての倫理に重点を置く記述への揺り戻しが生じた。その後は、戦時体制期の④第4期国定教科書（昭和8～15年度。国語が「サクラ」読本）、⑤第5期国定教科書（昭和16～21年度。国語が「アサヒ」読本）を経て、⑥第6期国定教科書（昭和22年度。国語が「みんないいこ」読本）に終わる。文部省著作『尋常小学校修身書（第2学年・児童用）』（文部省、発行所・博文館、販売所・国定教科書協同販売所、明治36年10月3日発行）……〔所収〕海後宗臣（編纂）『日本教科書大系・近代編・第3巻・修身（3）』（講談社、昭和37年）『修身教科書解説』628頁以下、海後宗臣＝仲新『教科書でみる近代日本の教育』（東京書籍、昭和54年）、唐沢富太郎『教科書の歴史——教科書と日本人の形成』（創文社、昭和55年）227頁以下……〔所収〕唐沢富太郎著作集6教科書の歴史（上）（ぎょうせい、平成元年）323頁以下。

定化が企図されており、文部省は明治33年4月加藤弘之を委員長とする修身教科書調査委員会を設置していたところ、明治35年教科書疑獄事件を奇貨として⁽⁵²⁾ 国定教科書制度が実現したことから、翌明治36年末の「尋常小学修身書」「高等小学修身書」発行に至ったものである。

後に見るように〔126〕、修身教科書では、家族間の情愛が強調されているのが特徴であるが、これは、家庭内の親子間の身分関係を、天皇と臣民の公民関係に類推・置換させる趣旨に出たものである。⁽⁵³⁾

なお、親に対する「孝行」は、主君・組織に対する「忠義」「忠誠」とともに、明治23年教育勅語（〔別表〕C⑳）の掲げる「忠孝」（「我カ臣民クク忠ニクク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」）の双翼を担う徳目であり⁽⁵⁴⁾、第1期国定教科書でも、教育勅語は、尋常小学校4年以降の修身教科書に掲載された。

ただし、「資本主義興盛期の比較的近代的な教科書」である第1期国定教科書において、修身教科書の取り上げる全項目（尋常科（4年）・高等科（2年）合わせて163項目）のうち、その4割は人間関係についての道徳が占めており、これに対して、天皇や国体についての道徳は1割と、検定教科書から第2期以降の国定教科書を含めた全教科書の中で最も少ない。⁽⁵⁶⁾

（イ） 修身教科書の項目

〔126〕 以下では、その中から、さしあたり、尋常小学校2年生用の修身教科書の

(52) 教科書疑獄事件と国定教科書化については、我妻栄（編集代表）『日本政治裁判史録（明治・後）』（第一法規、昭和44年）351頁、梶山雅史「明治教科書疑獄事件再考」本山幸彦教授退官記念論文集『日本教育史論叢』（思文閣出版、昭和63年）19頁、日比野徳久「教科書審査事件——国定教科書への道」白鷗女子短大論集14巻2号（平成2年）15頁。

(53) 利谷信義『家族と国家』（筑摩書房、昭和62年）のほか、牟田和恵「『家族国家観』再考——修身書にみる家族の心性」法社会学45号（平成5年）252頁参照。

(54) 宮里進勇「『家族と国家』研究序説——家族国家と忠孝の教育」清和女子短期大学紀要（昭和62年）40頁、佐藤正子「時代背景からの老人理解の試み——教育勅語にもとづく戦前の教育を中心に」足利短期大学研究紀要16巻1号（平成7年）55頁、長江弘見「教育勅語の徳目『忠孝』をめぐる教育史的流布説の再考察」明治聖徳記念学会紀要復刊47号（平成22年）63頁。

(55) 唐沢富太郎『教科書の歴史』前掲注（51）227頁以下……〔所収〕245頁以下。

(56) 以上の第1期国定修身教科書の特徴の詳細については、『日本教科書大系・近代編・第3巻・修身（3）』前掲注（51）『修身教科書解説』523頁以下、唐沢富太郎『教科書の歴史』前掲注（51）227頁以下……〔所収〕281頁以下参照。

目次（目録）を転記しておこう。⁽⁵⁷⁾

ダイ一	オヤコ……………一	ダイ二	オカアサン……………一
ダイ三	オトウサン……………三	ダイ四	ジブンノコト……………三
ダイ五	キョーシ……………五	ダイ六	トシヨリ……………六
ダイ七	キョーダイ……………七	ダイ八	タバモノ……………八
ダイ九	セイケツ（清潔）……………九	ダイ十	ショージキ……………九
ダイ十一	キマリヨクセヨ……………十一	ダイ十二	コトバヅカヒ……………十二
ダイ十三	ヤクソク……………十三	ダイ十四	ヒトノアヤマチ……………十四
ダイ十五	ワルイススメ……………十五	ダイ十六	トモダチ……………十六
ダイ十七	モノヲソマツニ アツカフナ……………十七	ダイ十八	アヤマチ……………十八
ダイ十九	ヒロヒモノ……………十九	ダイ二十	イキモノ……………二十
ダイ二十一	ヒノマルノハタ……………二十一	ダイ二十二	キソク（規則）……………二十一
ダイ二十三	テンノーヘイカ （天皇陛下）……………二十三	ダイ二十四	ユーキ……………二十四
ダイ二十五	ユーキ（ツヅキ）……………二十六	ダイ二十六	ヒトニメイワクラ カケルナ……………二十六
ダイ二十七	ヨイコドモ……………二十七		

家族から説き起こす記述の配列中「ダイ二」→「ダイ三」が、父→母の順番ではなく、母→父の順になっている点は面白いが（「オカアサン ノ ゴオン ヲ、ワスレテハ ナリマセン。」「オトウサン ノ ゴオン ヲ、ワスレテハ ナリマセン。」……幼少期の教育は母親の担当という当時の家庭内の役割分担が、家父長主義・父権主義に優越している）、次の「ダイ四 ジブンノコト」に続いて掲げられている項目が（ダイ五）教師である点も興味深い。しかも、その記述は、母親を通じて教師を敬うよう仕向けるものである。

オカアサン ハ、「センセイ ノ ヲシヘ ヲ、ヨク、オキキナサイ。」ト イヒツテ
キマス

(57) 『日本教科書大系・近代編・第3巻・修身（3）』前掲注（51）9頁。

センセイ ノ ラシヘ ラ キカン ト、 ヨイ ヒト ニ ナレマセン。

我妻を貫く敬親・敬師の精神は、彼の学んだ当時の修身教科書の内容を、そのまま反映しているように見える。⁽⁵⁸⁾

(ウ) 「修身」と「操行」の関係

【127】 我妻の「操行=乙」の評定との関係で気になるのは、明治5年学制（〔別表〕A①）の制定当初より教科科目に入っていた「修身」と、明治14年学事表簿様式及取調心得（〔別表〕B⑦）で学籍簿への記入が求められた「品行」（〔117〕）あるいは明治33年小学校令施行規則（〔別表〕C②⑨）で学籍簿の「学業成績」に加えられた「操行」（〔119〕）との間の関係である。⁽⁵⁹⁾

「教育令」期（〔別表〕B明治12～19年）には、「修身」の評定に際して、平素の「行状」「品行」も評価要素に加わっていたとされる。

さらに、その後の「第1次小学校令」期（〔別表〕C明治19～23年）の明治23年東京府下小学校教育品展覧会で三等賞を受賞した芝区公立桜川高等尋常小学校「教育査定法」の操行の査定項目は次のようなものであり、⁽⁶⁰⁾「操行」の評価基準が「修身」のそれと重なり合っていたことが分かる。

(58) ただし、我妻が小学2年生のとき興譲小学校で使用された修身教科書に関しては、資料に基づく現物確認が必要である。というのも、同学年の宮沢賢治が通った花巻川口小学校（賢治3年次に花城小学校に改称）で使用した修身教科書に関して、『【新】校本宮沢賢治全集』前掲注(41) ③146頁（①旧『全集』では未収録）が、岩手県永年保存文書「明治36年 学科程度及教科用図書 学務課」に依拠して掲載している『小学新修身尋常科用・巻一』（小林義則、明治33年12月27日訂正再版）は、児童用については絵画のみで文章はなく、教師用の目次によれば、項目は全部で30講あり、内容は「第一 教室内着席の姿勢／始業終業の敬礼」「第二 放課後の運動／教室出入の際に於ける整列」「第三 傘履物の整頓／学業用具の始末」（以下「第四」～「第六」は桃太郎、「第七」～「第九」は男女児童の教訓話、「第十」は名和長年、「第十一」は石田梅岩……）というものだったからである。

(59) 日本の修身→道德教育の一般的な歴史ならびに「修身」と「品行」「操行」との関係については、上記諸文献のほか、勝部真長＝渋川久子『道德教育の歴史——修身科から「道德」へ』（玉川大学出版部、昭和59年）、天野正輝「明治期における徳育重視策の下での評価の特徴」龍谷大学論集471号（平成20年）89頁、豊泉清浩「道德教育の歴史的考察——修身科の成立から国定教科書の時代へ（1）」文教大学教育学部紀要49集（平成27年）27頁、浜野兼一「修身教育の史的展開からみた徳育の教育目的と教育方法の考察——明治期の小学校における修身教育の形成を中心に」淑徳大学短期大学部研究紀要58号（平成30年）31頁、松田智子「教育行政政策と道德教育——義務教育成立過程に視点を当てて」人間教育3巻1号（令和2年）7頁、田中耕治「道德教育における評価の問題——学籍簿に着目して」仏教大学教育学部論集32号（令和3年）131頁。

(60) 東京府教育会『東京府下小学校教育品展覧会報告書・附録』（明治23年）33頁。

第2条 操行ノ監査ヲ要スル項目左ノ如シ

第1項 自己ニ対スル務

身体ヲ強壯ニシ必意ヲ活発ニシ容儀ヲ正クシ忍耐勤勉スルノ類

第2項 学校及ビ教師ニ対スル務

校規ヲ遵守シ教師ニ順従スルノ類

第3項 父母兄弟ニ対スル務

孝悌友愛ノ類

第4項 親戚朋友ニ対スル務

信義忠実ヲ以テ相交ルノ類

第5項 国家ニ対スル務

忠君愛国ノ志操国法遵奉ノ類

【128】 しかし、明治30年代に入ると、「操行点ヲ修身点ニ合スルハ不可ナリ、操行ハ修身一科目中ノ一部ニハ非ズシテ、学業成績ノ総点ト相対スベキ価値ヲ有ス、但シ之ニ由リテ卒業、修業等ニ関係セシムルハ、宜シカラザルベシ」との記述が登場するようになり、明治40年代には、「操行」は純粹に児童の性格（character）を記載すべきであって、科目教育としての「修身」とは別物との認識が一般化し、さら

(61) 大村芳樹『実践管理法』（金港堂、明治32年）195頁。このほか、乙竹岩造『小学校教授訓練提要（下篇）』（東洋社、明治36年）220-221頁は、「第九十三 児童の成績を査定する上に修身と操行とを区別する必要あるか」の問いに対して、「修身に於ては一の教科として教授したる所の成績を査定し、操行に於ては児童の行状品行を評定すべきなり」と答えている。

(62) 羽山好作（著）・相島亀三郎（校訂）『実験児童操行査定の理論及實際（全）』（明誠館、明治44年）100頁「第7節 操行査定と修身科」は、「児童の操行を査定するに当り、修身と操行とを区別する必要あるかといへば、二者別々に調査するを可とするのである。即ち修身は一教科として、教授したる所の成績を査定し、操行に於いては、品性及び行為を評定すべきである」とする。

なお、学籍簿や通信簿の学科目の評定を行うための平素の記録として成績簿が調製されたのと同様、操行の評定を行うための基礎帳簿として操行簿（操行録、品行簿、性行簿など種々の呼び名がある）が調製されたが、この表簿に記載すべ字句等に関しては、たとえば高野松次郎（編）『小学校施設に関する細案』（松栄堂、明治42年）103-104頁「七、操行評定」2条以下には、以下のようにある。

第2条 操行ハ性質行状ノ2項ニ分テ簡性調査簿ヲ参考シテ之ヲ評定ス

第3条 担任訓導ハ学年ノ終リニ於テ每学期ノ操行評定ニ基キ賞罰録ヲ参考シテ児童ノ操行ヲ評定シ主事ノ検閲ヲ受ケテ操行録及成績簿ニ記入スベシ

第4条 操行録記入ノ方法左ノ如シ

一、性質ノ部ニハ心性、氣質ニ関スルコト即正直、慈愛、沈着、勤勉、温厚、朴实、従順、誠実、寛宏、活発、剛毅、恭謙、慎密、硬直、機敏、等及嫉妬、復讐、争鬭、陰險、執拗、

に、操行の「指導」に関しても、大正期「新教育」の萌芽が認められるようになる（[144]）。

イ 国語

【129】一方、国語教育との関係では、我妻が還暦をすぎ大学を定年退官した後の昭和35年（我妻63歳）に記した次のような文章が興味深い⁽⁶³⁾。

郷里米沢市の北方に広がる水田のかんがいのための細流や溜池は、鮒釣りの好適地だ。あまり大勢おしかけるので、釣り場はだんだん市街から遠くなり、高等学校時代に帰省した頃は、朝暗いうちから出かけなければだめなようになった。それでも、父のお伴をしてよく出かけた。朝と昼二度二人分の弁当に釣道具一式、その上、どんな場合でもお茶を吞まないではおられない父のためにマホー瓶にお茶までつめると、かなりの荷物になった。しかも父は自転車に乗れないので、歩いてゆく。相当の労働であったが。

一高時代の思い出であり、父親に対する深い敬愛の情が感じられるほか、岸信介とも因縁深い「釣り」をめぐるエピソードであるが、ここでは文章中の「マホー瓶」という表記に注目したい。この表記の仕方は、明治33年第3次小学校令とその施行規則（[別表] C²⁸²⁹）で採用された「棒引きがな」である。

棒引きがなが廃止されるのは、明治41年の小学校令施行規則改正（[別表] C³⁵）であったが、ただし、同改正規則附則は「従前ノ規程ニ依リ編纂シタル教科用図書ハ其ノ改正シタルモノヲ使用スルニ至ルマテ仍之ヲ使用セシム」としたため、教育が改められるのは、我妻小学校卒業後の明治43年以降の第2期国定教科書の導入時⁽⁶⁴⁾である。つまり、我妻は小学校時代を棒引きがなで過ごしたわけである。

なお、同じ「釣り」の話を、我妻は昭和24年にも記しているが、こちらの文章での表記は「魔法瓶」になっている⁽⁶⁵⁾。それが定年後の文章で小学生時代の棒引きがな

諂諛、疎漏、浮薄、軽躁、野鄙、懦弱、傲慢、頑固、狡猾、遲鈍等ト記入スベシ

二、行状ノ部ニハ最善良、善良、稍善良、通常、稍不良、不良、最不良等ノ区別ヲ記入スベシ

三、以上各部ニツキテ記載スベキ特徴ナキトキハ通常ト記入スベク又一語ニテ足ラザルトキハ数語ヲ連記スベシ

第5条 操行録ハ教育上参考ニ供スルニ過ギザレバ教師以外ノモノニ示スベカラズ

(63) 我妻栄「釣」〔初出〕ジュリスト211号（昭和35年）……〔所収〕『身辺随想——身辺雑記（2）』前掲Ⅱ注（26）168頁。

(64) 文部省内教育史編纂会（編）『明治以降教育制度発達史（第5巻）』（龍吟社、昭和14年）53頁。

(65) 我妻栄「私のふな釣り」〔初出〕竿影1巻3号（昭和24年）……〔所収〕『民法と五十年・そ

に戻るとは、我妻自身が「60歳をすぎると、身体は昔に戻るのでしょうか」「米沢弁が急に多くなる」と述べていたのと〔63〕同様の現象のように見える。となれば、定年後の「地の色」への「花模様」の侵食（憲法問題研究会への没入など。〔42〕）もまた、小学校低学年「操行＝乙」時代の三つ子の魂の復活というべきなのか。

ウ 唱歌

【130】次に唱歌の科目について。この授業は、祝日大祭日儀式や卒業式といった学校行事の練習時間であり、したがってまた修身科目と同じく忠君愛国の感情を涵養する役割を担っていたほか、地理・歴史教育の補助目的でも活用された。⁽⁶⁶⁾

以下、これらの点につき、最初の小学校唱歌集『小学唱歌集・初編』収録の「第20 蛍」——その後曲名は「蛍の光」に変更された——を用いて話を進めよう。

（ア）「蛍の光」

【131】井沢修二（1851-1917）の文部省音楽取調掛が明治15年『小学唱歌集・初編』のために文部省に提出した原案には、①明治13年12月20日提出の初稿（第1稿）、②明治14年5月2日提出の第2稿、③明治14年8月24日提出の第3稿、④明治14年12月19日提出の第4稿があった。問題は、今ではその存在すら忘れ去られている3番・4番の歌詞である。⁽⁶⁷⁾すなわち——

① 明治13年12月20日提出・第1稿——この段階では、まだ曲の題名はつけられていない。また、冒頭の歌詞は「蛍のあかり 雪のまど」というものであったが、一方、3番（第3曲）・4番（第4曲）の歌詞は次のようなものであった。

の3——随想拾遺（下）前掲Ⅱ注（39）334頁。

(66) 山住正己『唱歌教育成立過程の研究』（東京大学出版会、昭和42年）80頁、雨宮久美①「明治期の倫理的唱歌の成立——忘れられた教育勅語唱歌」明治聖徳記念学会紀要23号（平成10年）37頁、雨宮久美②「明治期の倫理教育と唱歌（1）～（3）」日本大学教育制度研究所紀要29号（平成10年）49頁、30号（平成11年）73頁、小川和佑『唱歌・賛美歌・軍歌の始原』（アーツアンドクラフツ、平成17年）56頁、小保内結加「天皇制国家確立期における唱歌教育の展開」史文9号（平成19年）20頁、山東功『唱歌と国語——明治近代化の装置』（講談社、平成20年）、権藤敦子『高野辰之と唱歌の時代——日本の音楽文化と教育の接点をもとめて』（東京堂出版、平成27年）。

(67) 園部三郎＝山住正己『日本の子どもの歌——歴史と展望』（岩波新書、昭和37年）44頁、山住正己『子どもの歌を語る——唱歌と童謡』（岩波新書、平成6年）25頁、荒井忠秋「（史談往来・北から南から）文部省唱歌『蛍の光』を考察する」歴史研究47巻12号（平成17年）14頁、大本達也「日本における『詩』の源流としての『唱歌』の成立——明治期における『文学』の形成過程をめぐる国民国家論（7）」鈴鹿国際大学紀要16号（平成21年）27頁、中西光雄「『蛍の光』と稲垣千穎——国民的唱歌と作詞者の数奇な運命」（ぎょうせい、平成24年）。

第3曲	つくしのきはみ	みちのおく	第4曲	千島のおくも	おきなわも
	わかる、みちは	かはるとも		やしまのそとの	まもりなり
	かはらぬこ、ろ	ゆきかよひ		いたらんくんに	いさをしく
	ひとつにつくせ	くのために		つとめよわがせ	つつみなく

この唱歌は、卒業式の儀式歌として作られたもので、1番と3番を卒業生、2番と4番を在校生が歌うことが想定されており、この「贈答歌」形式は、明治17年『小学唱歌集・第3編』の「仰げば尊し」(【137】)にも引き継がれている。一方、3番は「国のため」に「筑紫の極み」と「陸奥」の防人として出征する男子の歌、4番は出征を見送る女子の歌(「八洲」の「守り」のため「勤めよ我が兄、恙み無く」という「相聞歌」形式⁽⁶⁸⁾になっている。

なお、4番の歌詞のうち、「千島の奥」とは、明治8年5月7日の樺太・千島交換条約によって、樺太の領有権を放棄する代わりに、得撫島(ウルップ島)以北の千島列島全島を日本領としたことを意味している。他方、「沖縄も」の歌詞は、この歌ができる2年前の琉球処分⁽⁶⁹⁾を念頭に置いている。だが、これに清国は強く反発し、以後、沖縄と先島諸島の領有問題は、我妻が生まれる3年前の日清戦争(明治27~28年)まで持ち越された。他方、ロシアとの間の樺太の領有問題は、我妻が小学校1~2年の時の日露戦争(明治37~38年)まで持ち越される。

② 明治14年5月2日提出・第2稿——この段階でも曲に題名は付されていない。1番の歌詞は現在の「蛍のひかり、窓の雪」に変更されているが、3番・4番の歌詞は、上記①第1稿から変更はない⁽⁷⁰⁾。

③ 明治14年8月24日提出・第3稿——この稿ではじめて「第20 蛍」との曲名が表示されるが、歌詞は②第2稿から変更されていない⁽⁷¹⁾。

④ 明治14年12月19日提出・第4稿——明治14年11月24日付で『小学唱歌集・初編』の著作権届が行われた後、12月19日文部省に提出された稿で、内容は③第3稿か

(68) 中西光雄・前掲注(67)42-43頁。

(69) 清国と冊封関係にある琉球国の日本への編入を企図した明治政府は、明治5年に琉球国を廃して外務省管轄の琉球藩とし、明治7年台湾出兵の後、明治12年武力の威圧によって首里城の明渡しと廃藩置県を断行して、沖縄県を設置した。

(70) 中西光雄・前掲注(67)67-68頁。

(71) 中西光雄・前掲注(67)68-69頁。

ら変更はない。

⑤ 明治15年4月発刊『小学唱歌集・初編』「第20 蛍」——ところが、④第4稿の提出を受けた文部省普通学務局は、この段階に至って、卒業生が歌う3番と、在校生が歌う4番の歌詞の修正を求め、その結果、翌明治15年4月に発刊された『小学唱歌集・初編』⁽⁷²⁾において、3番・4番の歌詞は、以下のように改められた。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 3 つくしのきはみ。みちのおく。 | 4 千鳥のおくも。おきなはも。 |
| うみやまとほく。へだつとも。 | やしまのうちの。まもりなり。 |
| そのまごゝろは。へだてなく。 | いたらんくのに。いさをしく。 |
| ひとつにつくせ。くのために。 | つとめよわがせ。つつがなく。 |

このうち、3番の修正は、「変わらぬ心、行き通ひ」という④第4稿までの歌詞が、男女間の恋歌を連想させ、唱歌として不適当とされたことによる⁽⁷³⁾。

一方、4番の修正は、新しく日本の版図に組み込まれた北千島と沖縄を、八洲の「そと」ではなく「うち」に変更することで、日本の領土拡張の成果を強調するものである⁽⁷⁴⁾。

⑥ 日清戦争後——日清戦争の結果、明治28年下関条約で日本が領有権を獲得した台湾で、殖民地教育の責任者となったのは、日本の唱歌教育の立役者である伊沢修二であった。彼は「君が代」や「蛍の光」などの唱歌を用いて、日本語教育を行ったが、このこととも関係して、「蛍の光」の4番の歌詞の第1句は、台湾でも歌われるべく、次のように改変された。⁽⁷⁵⁾

- | | |
|---------------|----------------|
| 3 ……〔変更なし〕……。 | 4 千鳥のおくも。台湾も。 |
| | やしまのうちの。まもりなり。 |
| | いたらんくのに。いさをしく。 |
| | つとめよわがせ。つつがなく。 |

⑦ 日露戦争後——さらに、日露戦争後の明治38年ポーツマス条約で、日本が北緯50度以南の樺太の領有権を獲得すると（我妻が小学校3年のことである）、4番第

(72) 海後宗臣（編纂）『日本教科書大系・近代編（第25巻・唱歌）』（講談社、昭和40年）13頁。

(73) 山住正己・前掲注（66）98-99頁、中西光雄・前掲注（67）70頁。

(74) 山住正己・前掲注（66）103頁注（23）、山住正己・前掲注（67）27頁、中西光雄・前掲注（67）35-36頁、44-45頁、57頁、73頁。

(75) 東京朝日新聞明治29年8月4日朝刊1面「台湾に於る教育」、中西光雄・前掲注（67）92頁。

1 句の歌詞は、「千島のおくも台湾も」から「台湾のはても樺太も」に改められた。⁽⁷⁶⁾

- 3 ……〔変更なし〕……。
- 4 台湾のはても。 樺太も。
やしまのうちの。まもりなり。
いたらんくにな。いさをしく。
つとめよわがせ。つつがなく。

(イ) 「山形県鉄道唱歌」「地理・歴史山形唱歌」

【132】 以上のように、唱歌「蛍の光」は、日本の帝国主義、領土・殖民地拡張を称揚する「愛国歌」であると同時に、版図拡大を続ける日本の地理・歴史教育の道具ということもできる。

地理・歴史教育の教材として最も著名な唱歌は、大和田建樹（1857-1910）作詞の明治33年「鉄道唱歌」⁽⁷⁷⁾であり、その後は、全国各地の事物・歴史を詠み込んだ模倣曲が数多く現れたが、山形県に関しては、山形県師範学校の関係者によって、以下のような教育用の唱歌が作られている。⁽⁷⁸⁾

① 明治33年11月関時発（作詞）・岡井二郎（作曲）「山形県鉄道唱歌」——作詞者の関時発（せき・ときあき。1865-1945）は山形県中学校教師、作曲者の岡井二郎は山形県師範学校訓導で、刊行は大和田建樹の鉄道唱歌・第1集の発刊からわずか半年後であるから、驚異的な作詞スピードである。

歌詞には、東京を出発して福島から山形に入り秋田県境に至るまでの沿線の地名

(76) 中西光雄・前掲注 (67) 92頁。

(77) 大和田建樹（作歌）・上真行＝多梅稚（作曲）『地理教育鉄道唱歌（第1集）～（第5集）』（三木佐助、明治33年5月～11月）。

(78) 嶋田由美①「郷土地理唱歌の隆盛と小学校唱歌教育-明治年間出版の郷土地理唱歌の分析を通して」音楽教育学24巻3号（平成6年）14頁、嶋田由美②「地理・歴史教育に活路を求めた唱歌教育——『小学校教則大綱』（1891〔明治24〕年）における「連携」を基点として」音楽教育実践ジャーナル8巻2号（平成23年）22頁のほか、全国各県の郷土・地理唱歌を掘り起こした山口幸男の一連の研究（「明治期郷土唱歌の地理教育的・総合学習的考察——愛知県の場合」群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編49号（平成12年）153頁、「新潟県地理唱歌の地理教育的考察——地理歴史教育新潟県唱歌にも触れて」群馬大学教育実践研究19号（平成14年）19頁、「百年前の郷土との出会い——明治期郷土唱歌の地理教育的・総合学習的考察」群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編52号（平成15年）207頁など）参照。

(79) 加島大輔「唱歌教育の実態——山形県を事例として」河口道朗（監修）『音楽教育史論叢・第2巻 音楽と近代教育』（開成出版、平成17年）79頁。

や文物が詠み込まれている。米沢については、以下のごとくである。⁽⁸⁰⁾

- 山の麓は名もしるき 米沢駅の賑はしく
 桑摘む児等の赤襷 絹の小機の音高し
- 学の道の弥開け 殖産興業盛にて
 竈の烟賑ふは 鷹山公の蔭とかや

② 明治41年10月五十嵐晴峰（作詞）・宮島美鈴（作曲）「地理・歴史山形唱歌」——作曲者の宮島美鈴（慎三郎）は山形県師範学校教諭、作詞者の五十嵐晴峰（清蔵）の作詞当時の肩書は不明であるが、山形県師範学校嘱託も務めた著名な郷土史家である。⁽⁸¹⁾この唱歌集は、「第1編 村山地方」「第2編 置賜地方」「第3編 庄内地方」の3冊からなるが、「第2編 置賜地方」中「米沢市」の個所から2つほど抜き出すと、以下のごとくである。⁽⁸²⁾

- 一 吾妻の山は巍峨として 松川の水洋々と
 置賜の野を割りして 人煙しげし米沢市
- 四 市には市役所郡役所 自治の機関も備りつ
 興譲館の跡に今 造られけりな小学校

（ウ）米沢中学校校歌「東をめぐる松川や」

【133】一方、「蛍の光」の3番は「国のため」出征する男子の歌、4番は出征を送り出す女子の歌であった（【131】⑤参照）。

明治20年代以降の唱歌教育は、軍歌によって促されたものといわれる。⁽⁸³⁾軍歌は、とりわけ男子の歌唱を懦弱と感じていた世間のそれまでの風潮を一変させる、劇的な効果をもたらしたのである。明治20年代の軍歌唱歌には、①明治24年『国民唱歌集・第一』収録の山田美妙（作詞）・小山作之助（作曲）「敵は幾万」や、②明治26年『小学唱歌集・巻之六』収録の鳥山啓（作詞）・瀬戸口藤吉（作曲）「軍艦」（「守るも攻むるも黒鉄の」）があるが、①「敵は幾万ありとても」の旋律が、我妻の母

(80) 関時発『山形県鉄道唱歌』（山形市・有斐堂（五十嵐太左衛門）、明治33年）6-7頁。
 (81) 五十嵐の蒐集した郷土資料は、昭和31年5月山形大学附属郷土博物館に寄贈された。山形大学附属郷土博物館「山形市・五十嵐家文書」古文書近世資料目録9号（昭和52年）。
 (82) 五十嵐清峯〔清蔵〕（作歌）／宮島美鈴〔慎三郎〕（作曲）『地理・歴史山形唱歌（第1篇）～（第3篇）』（山形市・遠藤書店、明治41年10月）……「第二篇 置賜地方」1頁、2頁。
 (83) 『唐沢富太郎著作集1』前掲注（5）249頁。なお、浜田美弥子「利用された唱歌——祝日大祭日唱歌と軍歌を中心に」桃山学院大学教育研究所研究紀要6号（平成9年）119頁も参照。

校である米沢中学の校歌「東をめぐる松川や」に選ばれ、②「軍艦」の旋律が、宮沢賢治や金田一他人の母校・盛岡中学の校歌に採用されたのも、唱歌教育の影響であろう。

一方、日露戦争時の明治37年には「鉄道唱歌」の作詞者・大和田建樹が「日本陸軍」(「天に代わりて不義を討つ」)・「日本海軍」(「鉄道唱歌」と同じ趣向で軍艦の名前を並べ立て20番まである)を発表しているが、こうした軍歌唱歌は、戦時中の種々の行事で歌われたであろう。

さらに、日露戦争後に、陸軍にあっては奉天会戦の日(明治38年3月10日)、海軍にあっては日本海海戦の日(同年5月27日)を記念して、明治39年1月に制定された陸軍記念日・海軍記念日のために、多数の軍歌・唱歌が作られている。

(84) 『山形県立米沢中学校一覽』(大正5年9月……なお、表紙には「創立滿弐十年記念」の朱印(印刷)がある)末尾「山形県立米沢中学校々歌第二章 仮音譜(敵ハ幾万)」。同校歌の制定年月日や制定経緯、作詞者等については未調査。「仮音譜」とあることから、いずれ正規の旋律を作曲予定だったのか。また、校歌「第二章」というからには「第一章」もあったと思われるが、上記「一覽」には収録されていない。

一方、松野良寅(編著)『興譲館世紀』(山形県立米沢興譲館高等学校創立百年記念事業実行委員会、昭和61年)には、昭和2年五十嵐力(作詞)・弘田龍太郎(作曲)の校歌「盆地米沢狭けれど」(334頁)より前の校歌は掲載されていない。また、この昭和2年の校歌制定を報じた、米沢新聞昭和2年2月25日「米沢中学に校歌は出来る／作者は早大の五十嵐博士／諒闇明けを待って制定」……〔所収〕『新聞資料集成——昭和の米沢(1)』米沢市史編纂資料24号(米沢市史編さん委員会、平成4年)6頁には、「米沢中学校では古い歴史を有する学校でありながらこれ迄校歌と言うものが無かった」とある。

なお、この昭和2年制定の校歌については、終戦直後「前には武道の不識公」の歌詞を「前には求道の不識公」に改めるも(492頁)、昭和24年星篤志(作詞)・滝沢美恵子(作曲)「自治会歌」が「準校歌」とされ(507頁)、校名を現在の米沢興譲館高等学校に変更した昭和31年浜田広介(作詞)・細谷一郎(作曲)の新校歌が制定される(555頁)。

(85) 明治41年、在校生の伊藤九万一(明治42年卒)が冒頭の歌詞「世に謳はれし浩然の」を作ったところ、同じく在校生の佐香貞次郎(明治43年卒)が軍歌「軍艦」の旋律に乗せて歌ったことから、その後は曲先で歌詞が完成したものである。なお、この校歌は、戦後GHQによる禁止もはねつけて、現在の盛岡第一高等学校に承継されているため、高校野球の対戦相手などは、聴いて仰天することとなる。『白聖校九十年史』(盛岡一高創立90周年記念事業推進委員会、昭和45年)24頁〔金田一京助と小野清一郎が加わる豪華な座談会記録である〕、『白聖校百年史・通史』(岩手県立盛岡第一高等学校創立百周年記念事業推進委員会、昭和56年)245頁、530頁。

(86) 興譲小学校『百年史』前掲注(15)②69-70頁、米沢市史編さん委員会(編)『米沢市史(大年表・索引)』(米沢市、平成11年)「大年表」268頁の記事を拾えば、①明治37年5月14日市内小学校連合で祝捷大会を開催、②12月8日尋常科2年以上が山形歩兵第32連隊の出征見送り、③明治38年1月2日米沢市内で旅順陥落の提灯行列、8日午前7時半から祝捷会・国旗行列・甲冑行列、④2月10日・14日・15日、3月8日出征兵士見送り、⑤5月31日全校児童による日本海海戦の祝捷式と国旗行列、⑥10月19日児童一同講堂で日露講和条約批准の講話を聴講。

【134】 なお、我妻に関していえば、昭和36年の有斐閣・法律学全集『親族法』執筆の際の、次のような文章がある。⁽⁸⁷⁾

……能率があがらない。

その上に、困ったことには、年齢のせいであろう。頭の転換が遅くなった。……。

そこで止むをえずとる手段は、ときどき総突撃を敢行することだ。……。

そんなときには、中学生の時に読んだ日露戦争の203高地の攻略戦を思い出す。砲兵陣地からの猛射撃が一通り終ると総突撃。塹壕から飛び出した歩兵は進軍ラッパ勇ましく肉弾戦に移る。うまく山頂を占領すればよいが、失敗するとみじめなもの。敗残の兵をかき集めて、再度、三度の突撃に兵力を消耗するばかり。しかし、もう後には退けない。くり返し、くり返し、全滅するまで騎虎の勢いにまかせることになる。

……。かようにしてようやく脱稿したのが「親族法」であった。全滅に一步手前というところである。

こんなことをしては、学者としての生命が枯渇する前に、肉体的に参ってしまいかもしれない。何とか策を講じねばなるまい。

203高地の総突撃を思い浮かべながら原稿を書くというのは、日露戦争期に少年時代をすごした世代に固有のものであろう。我妻は、その後に悲惨な太平洋戦争を経験した世代でもあるが、同じ突撃でも「全滅に一步手前というところ」で勝利した少年時代の記憶のほうだけが甦るといいうのも、興味深い事柄ではある。⁽⁸⁸⁾

(87) 我妻栄「『身辺雑記』休載の弁」〔初出〕ジュリスト225号（昭和36年）……〔所収〕『身辺随想——身辺雑記（2）』前掲Ⅱ注（26）60-61頁。

(88) すでに触れたように、法律学全集『親族法』は、我妻の博士論文であったが（〔52〕注（16））、遺作である法律学全集『法学概論』（〔43〕）と同様、『親族法』に対する評価も微妙であって、「婚姻法に比べて、親子以下が非常に簡単になってしまっているというふうなアンバランス、先生の本の中でアンバランスがあるめずらしいもの一つ」（「〔座談会〕我妻栄先生の学問と業績」『特集：我妻法学の足跡』前掲Ⅰ注（40）88頁〔唄孝一〕）、「先生の財産法では独壇場ともいべき社会経済的ないし、歴史的な考察がない」（89頁〔星野英一〕）、「我妻君のような頭で、前3編を解きほぐしていった人が、そのまま親族、相続に入ると、何だかそれこそアンバランスなところが多くて、自分自身不満足な点が少なくなかったのではないかと思うのです」（90頁〔中川善之助〕）と評されている。なお、婚姻法（『親族法』前半部分）と親子以下（後半部分）の記述にアンバランスが生じた原因につき、私見は、昭和36年3月末日の学位申請の締切に追われ「地道にコツコツ」の彼本来のペースが崩れたためと考えている。我妻『親族法』は「全滅に一步手前というところ」で踏みとどまったのだろうか。

【135】話を再び「蛍の光」に戻せば、前記【131】⑦日露戦争後の明治38年ポーツマス条約による南樺太獲得の結果「台湾のはても樺太も」に変わった4番の歌詞は、⑧第1次世界大戦後の大正8年ベルサイユ条約で旧ドイツ領の南洋諸島を取得した後「南洋のはても樺太も」には変わらなかったし、⑨昭和7年満州国建国の後「南洋のはても満洲も」には変わらなかった。

昭和6年満州事変の年に小学校に入学した山主政幸(1925-1964)⁽⁸⁹⁾の昭和34年のエッセイ「日本唱歌集と社会倫理」は、前年に発刊され評判を呼んだ『日本唱歌集』⁽⁹⁰⁾を読んでの個人的感想を書き留めたものだが、「蛍の光」については、次のようにあ⁽⁹¹⁾る。

だれにもなつかしい「蛍の光」の歌詞は4節まであって、古い明治14年発行の唱歌集の写真版とともに出ている。明治14年当時の歌詞と、私が小学校で習ったものとは、第1節から第3節まですべて同じだが、第4節の冒頭が違っている。「千島の奥も、沖繩も、八洲のうちの守りなり」。これが明治14年のものだが、私たちは「台湾のはても樺太も、八洲のうちの守りなり」と習った。そのすぐまえには「筑紫のきわみ、みちのおく、海山遠く隔つとも」という歌詞もあったのだが、いずれにしても古い方のほうが後世の歌詞にくらべて、はるかに詩情があった。「台湾のはても……」では、この歌の歌われる雰囲気は全然そぐわない。そこで、たしか私たちの唱歌の先生はこういった。「この歌は1番から3番まで歌えば、それでいい。」

【136】そして、戦後には、男子の出征の歌である3番も歌われなくなるが、これと同様の運命をたどったのが、明治43年『尋常小学読本唱歌』掲載の「われは海の子」⁽⁹²⁾である。「蛍の光」の3番・4番と同様、戦後歌われなくなった4番以降のうち、最後の7番の歌詞を挙げておくと、以下のごとく、海洋権益の獲得と軍国主義を称揚する内容であった。

(89) 山主政幸(大正14年12月11日東京生まれ、昭和39年5月11日38歳の若さで病没)については、日本法学30巻2号(山主政幸教授追悼号、昭和39年)参照。なお、山主は、我妻の義兄・孫田秀春の指導を受けることを考えたことがある。

(90) 堀内敬三=井上武士(編)『日本唱歌集』(岩波文庫、昭和33年……[再刊]ワイド岩波文庫、平成3年)。

(91) 山主政幸「日本唱歌集と社会倫理」時の法令328号(昭和34年)24頁。

(92) 文部省『尋常小学読本唱歌』(株式会社・国定教科書共同販売所〔代表者は博文館の大橋新太郎〕、明治43年7月)64頁。

- 7 いで大船に乗出して 我は拾わん海の富
いで軍艦に乗組みて 我は護らん海の国

ところで、興譲小学校『百年史』の「第1期国定教科書時代」の章の表題は「第3章 われは海の子」になっており、しかも、本文中には上記7番の歌詞が抜き出されて引用されている。これは、『百年史』⁽⁹³⁾の著者が、「米沢海軍」出身の松野良寅（1926-2012）であったためだろうが、戦後GHQの指示で削除された7番の歌詞を、小学校の百年史に掲載するとは、なかなか剛腹である。

(エ) 「仰げば尊し」

【137】「蛍の光」は、種々存在する学校行事の中でも、卒業式で歌われる儀式歌であったが、「蛍の光」と並ぶ卒業式歌の双璧は、明治17年『小学校唱歌・第3編』「第53 あふげば尊し」(のち「仰げば尊し」)⁽⁹⁵⁾である。

その2番「身をたて名をあげ。やよはげめよ」は、明治23年教育勅語（【別表】C⑳）の掲げる「忠孝」の二大徳目のうちの「孝」（『孝経』「開宗明義章」の「立身行道揚名于後世、以顯父母孝之終也」＝「身を立て道を行い後世に名を挙げて（＝立身出世して）、その姿を父母に示すことが孝行の最終形である」。【125】）に関する修身教育を、唱歌を通じて行うものであって、これと同じ趣旨に出た唱歌には、後の時代の「大正3年『尋常小学唱歌・第6学年用』「5 故郷」（ひらがなの「ふるさと」になったのは戦

(93) 興譲小学校『百年史』前掲注(15)②61頁、64頁。ちなみに、『尋常小学読本唱歌』の「われは海の子」の前の歌は「水師營の会見」(60頁)、後の歌は「出征兵士」(68頁)と軍歌が続くが、『百年史』には「水師營の会見」も掲載されている(84-85頁)。

(94) 明治23年第2次小学校令（【別表】C⑱）における祝日大祭日儀式の制度化（【別表】C㉔）のほか、教育勅語（【別表】C⑳）の渙発後には勅語奉読式が行われ、また、等級制から学級制への移行（【別表】C㉔）に伴い、入学式・卒業式や始業式・終業式が挙行されるようになる。小野雅章「小学校令施行規則（1900〔明治33〕年8月）による学校儀式定式化の諸相」教育学雑誌45号（平成22年）25頁、有本真紀『卒業式の歴史学』（講談社選書メチエ546、平成25年）。

なお、明治41年戊申證書（【別表】C㉔）の渙発後には、その奉読式も行われるようになり、興譲小学校では、明治41年12月24日に全校児童を3席に分けて詔書奉読式を3回挙行している。興譲小学校『百年史』前掲注(15)②75頁。

(95) 海後宗臣（編纂）『日本教科書大系・近代編（第25巻・唱歌）』（講談社、昭和40年）28頁、田中克己「試論『身を立て名をあげ』の現在——『仰げば尊し』・『音楽』教科書・『唱歌』教育から」言葉と文化4号（平成15年）71頁、有本真紀「卒業式と《仰げば尊し》」CD『仰げば尊しのすべて』（キングレコード、平成26年）「解説」28頁、桜井雅人＝ヘルマン・ゴチェフスキ＝安田寛『仰げば尊し——幻の原曲発見と「小学唱歌集」全軌跡』（東京堂出版、平成27年）。

(96) 中西光雄「『仰げば尊し』歌詞の注解（現代語訳）とその成立過程」CD『仰げば尊しのすべて』「解説」前掲注(95)19頁。

後である)の3番「こゝろざしをはたして、いつの日にか帰らん」がある。

ともあれ、以上のような教育勅語の「孝」の徳目の下では、我妻の親孝行と立身出世主義とは、まったくの同一物なのである。

【138】 もっとも、安倍能成(1883-1966)が『『螢の光』の歌の中に、『千島のはても沖繩も、八島の内の守りなり』といふ文句にも、我々は過去の歴史を追懐して感慨を禁じ得ない」と述べる一方で、「今も卒業式に歌ふ『仰げば尊し我が師の恩』は、明治17年の作とあるが、私は知らなかった」と語っているように、⁽⁹⁷⁾「仰げば尊し」は「螢の光」ほど一般化しなかった。

その理由は、G-Dur(ト長調)＝シャープ1個所(F)の「螢の光」に対して「仰げば尊し」はシャープ4個所(F・C・G・D)のE-Dur(ホ長調)で、しかも、「螢の光」の4拍子に対して「仰げば尊し」は日本人に馴染みの薄い8分の6拍子であるうえ、第6拍目開始のAuftakt(弱起)であることから、児童・教師の双方にとって難易度が高かったためである。⁽⁹⁸⁾

(オ) 「君が代」

【139】 なお、「螢の光」がはじめて登場する『小学唱歌・初編』(【131】⑤明治15年)には、「君が代」も掲載されているが(第23)、詞も曲も、現在の「君が代」とは別物である。

その後、明治23年第2次小学校令は、祝日大祭日には学校での儀式を挙げるべき旨を規定し、翌明治24年6月にはその細目も定められたが(【別表】C⑱⑳)、しかし、この段階では、儀式で児童に歌わせる唱歌が作られていなかった。そのため、文部省は、同年(明治24年)10月8日文部省訓令第2号「小学校祝祭日唱歌用歌詞及楽譜認可ノ件」に基づき「祝祭日唱歌審査会」を設け、明治26年8月12日文部省告示第3号をもって「君が代」「勅語奉答」「一月一日」「元始祭」「紀元節」「神嘗祭」「天長節」「新嘗祭」の全6曲からなる「祝日大祭日歌詞並楽譜」を制定した。

【140】 このように「君が代」は、教育勅語(【別表】C⑳)下で天皇制思想教育目的の祝祭日儀式用に作られた小学生向けの唱歌であったが、我妻は、大学が学園紛

(97) 安倍能成『我が生ひ立ち——自叙伝』(岩波書店、昭和41年)56-57頁、57-58頁。

(98) 有本真紀『卒業式の歴史学』前掲注(94)192頁、有本真紀「卒業式と《仰げば尊し》」前掲注(95)29頁。なお、現在では、Es-Dur(変ホ長調)あるいはD-Dur(ニ長調)に下げて歌われることが多いようである。

争に揺れる昭和44年母校・米沢興譲館高校での講演で、次のように述べている。⁽⁹⁹⁾

「君が代」を考えてみても、「君が代は 千代に 八千代に……」と、天皇様さえ栄えればというふうに読めるわけです。そうすれば、「君が代」の内容というものは新憲法と合わない。だから天皇に対して、あるいは天皇制に対して、何のイメージも持たない人、あるいは苦しいイメージしか持たない人は、「君が代斉唱反対」というのはあたりまえのことだと思います。

しかし、多くの人がついて来ましたか、何故ついて来ないと諸君は考えますか。——彼等は、まだ理解が足りないからついて来ないんだ。ゲバ棒をもってついて来させよう——と考えますか。ゲバ棒をふるって、果たしてついて来るでしょうか。

簡単にいいますと、「君が代」と言うのは、今、わたしが文字の上で分析したような天皇制とか、天皇個人とか、天皇家というものの無窮を願っているのではなくて、それを中心とした祖国、わが国というものの無窮を願っているという気持があるのです。簡単にいうとあれは国歌なんです。国の歌でしょう。君が代反対して〔君が代に反対したら日本には〕国の歌がないのです。⁽¹⁰⁰⁾

成程、「君が代」の内容が、われわれが考える理屈の上の反発は満足するでしょう。同時に「君が代」を歌って〔なるほど、「君が代」の内容に、理屈のうえで反発することはできます。しかしこれを捨てても、その代りに〕祖国の繁栄を祈るという気持を満足させるものがないんです。君が代反対を唱える人はそれに代る国歌をつくって下さい〔下さらないと困る〕。

我妻の「君が代」についての所見は、彼の「天皇」ないし「天皇制」に対するスタンス（【43】）と同様である。彼は、文化勲章受賞の際に「天皇様と約束した」ことの意味を「社会を相手にして約束している」と述べていた。だが、問題は、約束の相手方当事者（＝契約の主体）である「社会」の具体的内容であって、それは「日本国民」ではなくして、「日本国」であるように思われる。

【141】 このような我妻における「天皇＝社会＝国家」の図式が、いかなる経緯で醸成されたかについては、①以上に述べてきた小学校教育に加えて、②米沢との関

(99) 我妻栄「母校の生徒諸君へ」『我妻栄講演集・母校愛の熱弁』37-38頁……〔所収〕『民法と五十年・その3——随想拾遺（下）』前掲Ⅱ注（39）306-307頁。なお、〔 〕は〔所収〕での修正。

(100) 〔七戸注〕「君が代」が国歌となるのは、我妻の死去から四半世紀後の平成11年8月13日法律第127号「国旗及び国歌に関する法律」2条においてである。

係では旧藩主の上杉家ならびに雲井龍雄についての言辭と、③東京に出てからの大正デモクラシーの洗礼および「天皇（君主）主權説」「国家主權説」「人民（国民）主權説」に関する検討を必要とする。

① 小学校教育——日露戦争期に小学生時代をすごした我妻が、当時の軍国主義的な風潮の影響を受けていることは疑いない。また、彼の「親孝行＝立身出世」が、教育勅語の掲げる二つの徳目「忠孝」のうちの「孝」を体現したものである点についても、すでに触れた（[137]）。しかしながら、教育勅語のもう一方の徳目である「忠」——すなわち、両親や教師に対する敬愛の念を、天皇と臣民の関係に類推させることで、天皇への忠誠心を植え付けようとした教育勅語の意図は、我妻に関しては奏功しなかったようで、文化勲章や君が代の文章から知られるように、彼は両親に対するのと等価の挺身の心情を、天皇に対して抱いていない。

② 上杉家・雲井龍雄——のみならず、「忠」に関していえば、我妻は、米沢の上杉伯爵邸を「郷土的精神の涵養」の中心に据えようとした米沢有為会を厳しく批判する一方、戊辰戦争で官軍に寝返った米沢藩を痛罵して「義」を貫き、明治政府により国家反逆の罪で梟首となった雲井龍雄に心酔している。

③ 「天皇（君主）主權説」「国家主權説」「人民（国民）主權説」——「天皇陛下万歳」という個人崇拜的な言葉と、「お国のため」という国家主義的な言葉のニュアンスの違いは、「天皇主權説」と「国家主權説」の対立を想起させる。法律学分野以外の読者向けの説明を付しておく、国家主權説（統治権としての主権を有するのは君主ではなく国家であるとする見解）のうち、国家法人説の中の国家有機体説（主権の帰属主体である国家を法人と捉え、さらに法人については有機体（＝多細胞生物）と捉える見解）を前提としたうえで、多細胞生物である国家の「脳」に当たる器官（organ：機関）——すなわち国家意思の最高決定機関（＝器官）を「君主」とする見解の日本版が、美濃部達吉の「天皇機関説」⁽¹⁰¹⁾である。一方、岸信介の師である上

(101) それゆえ、天皇機関説は、天皇主權説のほか、人民（国民）主權説ならびに国家主權説のうち人民（国民）を国家意思の最高決定機関とする見解（以下「人民（国民）機関説」と呼んでおく）とも対立する見解である点に注意すべきである。

一方、吉野作造の「民主主義」は、以上に述べたような「主權論」の問題——リンカーンのゲティスバーグ演説における〈of the people, by the people, for the people〉のうち〈of the people〉の問題——に立ち入ることを避け、〈by the people〉の問題だけを論じた、今日

杉慎吉の「天皇主権説」は、君主主権説（統治権としての主権を有するのは国家ではなく君主であるとする見解）の日本版であるが、これに対して、岸が共鳴した北一輝の見解は、国家主権説の中でも「人民（国民）機関説」に近い（北は天皇の地位を「デクノボー」と呼ぶ。上品な言い方に置き換えれば「象徴」か）。

以上のうち②・③の点に関する検討は、①我妻の小学校時代の話を片づけた後になる。ただ、我妻の「操行＝乙」を矯正した恩師・赤井運次郎との関係であらかじめ付言しておく、昭和44年2月12日の赤井の葬儀における弔辞の中で、我妻は次のように述べている。

……研究の成果を『日本政治裁判史録』という名前のもとに、5冊の本としようと思ひまして、その第1巻が、去年〔昭和43年〕の暮11月頃に出版になりました。

〔赤井〕先生は、定めし興味をもって下さることだろうと思ひまして、その第1巻をお送り申し上げましたところが、先生は、案の定、非常に喜んで下さいまして、「君からの小包が来たので、すぐ開けて、まず第一に雲井龍雄のところを一気に読んだ。それから、いろいろな事件を、子ども心に知っているような事件が、次々と出て来るので、非常に興味があった」といって喜んで下さいました。

『日本政治裁判史録』の第1巻に収録されている事件数は全24件で、米沢藩関係では「奥羽大同盟一件——寛典と厳罰の交錯」の立項がある。にもかかわらず、赤井が「まず第一に雲井龍雄のところを一気に読んだ」というのは、すこぶる興味深い。上記のうち②雲井龍雄への我妻の傾倒は、赤井運次郎からの感化のようにも想像されるが、ただし、この点を検証できる資料は、目下のところ発見できていない。

（6）赤井運次郎

【142】 赤井運次郎が我妻の担任となるのは、明治39年我妻が尋常科4年（9歳）のときであり、以降赤井は我妻の高学年3年間を卒業まで受け持つこととなる。⁽¹⁰⁴⁾

から見れば妥協的な見解である。なお、後の検討に関する予告を行っておくと、我妻は、一高・東大時代に吉野作造の影響を強く受けている。

(102) 我妻栄「赤井運次郎先生追悼の辞」後掲注(109)〔所収〕307頁。

(103) 我妻栄（編集代表）『日本政治裁判史録（明治・前）』（第一法規、昭和43年）160頁「雲井龍雄ら陰謀事件——旧佐幕系国事犯の処断」。

(104) 我妻栄「（身辺雑記）恩師」〔初出〕ジュリスト313号（昭和40年）75頁……〔所収〕『民法と五十年（古稀を記念して）——身辺雑記（4）』（有斐閣、昭和42年）174頁、岩田元彦「恩師・赤井運次郎先生」『追想の我妻栄——険しく遠い道』前掲I注(63)13頁、『我妻栄——人と時代』

ア 履歴

【143】 赤井運次郎は、明治10年9月27日米沢城下袋町（現・松が岬二丁目）の中沢家の二男に生まれた。その後、師範学校在学中か卒業後に赤井家の養子となるが、年月日は不明である。

興譲小学校から米沢尋常中学校に進んだ彼は、明治28年中学3年修了後に西置賜郡下小松小学校の代用教員となるが、3年後の明治31年米沢市の薦挙生に選ばれて山形県師範学校に入学、我妻栄の伯父（父・又次郎の兄）遠藤茂作と同じく、県下の初等教育のエリート（キャリア組）⁽¹⁰⁵⁾ 教員に属する。⁽¹⁰⁶⁾

明治35年3月卒業後は西置賜郡長井小学校訓導となるも、米沢市の薦挙生であったため、8か月後に米沢市興譲尋常高等小学校訓導に転任（我妻の尋常科入学の半年前）、我妻の担任となった明治39年の年齢は弱冠29歳であるにもかかわらず、我妻が「ヴェテラン」（【101】②）扱いしているのは、それまでの担任が教育学の専門知識を欠く20歳そこそこの代用教員だったからだろう。

興譲小に17年在職した後は、大正8年（3月31日）東部尋常小学校の校長として転出、その後は大正11年（3月31日）西部尋常小学校の校長から、昭和6年（11月5日）東部尋常小学校の校長に復帰、昭和8年には新設の米沢市高等小学校の初代校長に就任するが、同年11月米沢市役所の教育課長急逝により、登坂又蔵市長の懇請を受けて後任の教育課長に就任、その後は、市政50周年記念の『米沢市史』編纂事業や、全国産業振興共進会の開催、米沢市公会堂（現・米沢市民文化会館）の建設に携わり、昭和13年財団法人米沢図書館が市立米沢図書館に移管した際に館長代

前掲Ⅱ注（32）84頁〔松野良寅〕。

(105) 『山形県師範学校一覧』（山形県師範学校、大正5年）「師範学校卒業生」291頁「明治35年3月卒業」30名の13位に「(旧姓中澤) 赤井運次郎 米沢市」とある。

山形県師範学校は明治11年開校、明治19年4月10日勅令第13号「師範学校令」（明治19年学校令（諸学校令）の一つ）に基づき山形県尋常師範学校に改組、明治30年10月9日勅令第346号「師範教育令」（第1次師範教育令）に基づき校名は明治11年当初の山形県師範学校となる。戦後の昭和24年山形大学教育学部を経て、平成17年山形大学地域教育文化学部⁽¹⁰⁶⁾に改組。青木章二「明治初期の教員養成事業と山形県師範学校の建設」山形県立博物館研究報告37号（平成31年）65頁参照。

(106) なお、本連載「(2)」【80】では、我妻の伯父・遠藤茂作の学歴を不明としていたが、今回『山形県師範学校一覧』前掲注（105）を参照した際、山形県尋常師範学校の第1期卒業生（同書1頁「明治13年4月 始メテ小学校師範学科卒業生20名ニ卒業証書ヲ授与ス」）の13位に「遠

理司書、後に館長に就任。⁽¹⁰⁷⁾

戦後の昭和24年6月76歳で館長職を勇退した赤井の功績を讃えて、米沢市は昭和26年制定の米沢市功績章の第1号に推挙した。昭和44年2月9日逝去、享年94歳——我妻が76歳で急逝する4年前のことである。⁽¹⁰⁸⁾2月12日午後2時より行われた葬儀の葬儀委員長は我妻栄。墓所は、葬儀を行った米沢市相生町1-19の曹洞宗日午山正円寺。

イ 個性の尊重

【144】「子供たちはみな個性をもっている」(【101】①)点を重視した赤井運次郎の指導は、大正デモクラシー期の「新教育」の先駆といえるが、しかし、「個性」教育の主張は、すでに明治30年代初頭から現れている。⁽¹¹⁰⁾

「個性」という言葉は、明治20年『魯氏教育学』で最初に登場したとされるが、すでに見たように、当時の「品行」「操行」の評定は修身教育と未分化の画一的なもので、児童の「個性」を活かす教育という観点に欠けていた。⁽¹¹¹⁾

だが、明治31年には大瀬甚太郎が『教育学教科書』で実験心理学に依拠した「個

藤茂作 米沢市」の名があるのを発見した(277頁「小学師範学科卒業生」「明治13年卒業」)。

(107) 同館所蔵の貴重書『新千載和歌集』(29巻・1冊・延文4(1359)年)には、赤井運次郎の記した「珍本」の標語の貼り紙がある。市立米沢図書館デジタルライブラリー (<https://www.library.yonezawa.yamagata.jp/dg/FX014.html>)。このほか、自身の編書に、赤井運次郎(編)『秋山武三郎氏小伝——米沢市出身立志伝の人』(米沢市役所、昭和12年)、赤井運次郎(編)『かてもの』(米沢市役所、昭和15年)、赤井運次郎(編)『西条駒次郎翁小伝』(米沢・西条信哉、昭和16年)、赤井運次郎=内藤照雄(編)『かえりみぶみ——故岸孫藏翁追想録』(米沢・岸本店、昭和31年)。

(108) 登坂又蔵(編)『米沢市史』前掲注(16)565-570頁、『続・米沢人国記(近・現代篇)』米沢市史編集資料12号(米沢市史編さん委員会、昭和58年)15頁。

(109) 葬儀当日の我妻の弔辞につき、我妻栄「赤井運次郎先生追悼の辞」〔初出〕上村良作〔米沢女子短大教授〕「米沢における敬師の系譜」(米沢信用金庫叢書1、昭和45年)……〔所収〕『民法と五十年・その2——随想拾遺(上)』前掲Ⅱ注(87)362頁。

なお、岩田元彦・前掲注(104)19頁には、我妻が赤井に送った書簡がいくつか掲載されている。我妻没後50年の機会に、全書簡を収録した書籍の刊行を切に望む。

(110) 飛鳥井智「明治期初等教育における生徒指導の研究」中部教育学会紀要1号(平成13年)14頁、片桐芳雄「近代日本における『個性』の登場——『個性』の初出を求めて」日本女子大学大学院人間社会研究科紀要12号(平成18年)15頁、有本真紀「明治期学校表簿にみる児童理解実践——『個性調査簿』の成立過程」立教大学教育学科研究年報55号(平成24年)5頁、石川衣紀=高橋智「明治期の『個性』『個性教育論』の動向」白梅学園大学・短期大学紀要49号(平成25年)17頁。

(111) ローゼンクラッツ(著)・ブラケット(訳)・ハリス(補注)・国府寺新作(訳注)『注釈魯氏教育学』(牧野善兵衛、明治20年2月第1部版權免許)。

性」概念を論じ、明治32年には樋口勘次郎が『統合主義新教授法』で子どもの自発的活動を重視する「活動主義」教育を提唱するようになる。⁽¹¹²⁾

こうした新たな動向を受けて、「学籍簿」あるいは「通信簿」に記載する「操行」ないし「品行」を評定するための日々の行動を記録した基礎帳簿（「品行簿」「操行簿」等種々の表題が付されている。【128】）は、明治40年代に入ると、児童各自の特性に着眼して記入する「個性調査簿」（これにも「個性観察簿」その他種々の名前が付けられている）に再構成され、他方、授業内容についても、児童それぞれの「個性」を伸ばす教育へと転換してゆく。⁽¹¹³⁾

赤井運次郎は、母校・山形県師範学校を通じて、こうした新たな教育方法に関する情報を入手していたであろうから、結局、赤井の「個性」重視の教育方法というのは、彼独自の創案ではなく、当時最新の教育法をいち早く導入したものと解される。そして、「母〔我妻の母・つる〕は先生のやり方に心から敬服していた」（【101】②）理由は、小学校教師の経験のある母・つるが、この最先端の教育方法の有している意義を了知したからであろう。一方、当時小学生であった我妻が、この最新の教育法の意味を理解したとは思われない。我妻が「私が先生の恩を深く肝に銘じているのは、母の気持を受けついでいるのかもしれない」と述べているように（【101】②）、彼が赤井運次郎を生涯の師と崇敬するようになった理由は、母・つるによる「刷り込み（imprinting）」の効果であったように思われる。

なお、このこととの関係でいえば、我妻が「伯父遠藤茂作元校長先生を敬慕しておられ」（【80】）た理由もまた、やはり母・つるの「刷り込み」に由来するのではあるまいか（伯父・遠藤茂作もまた、赤井運次郎と同じく山形県師範学校出で、しかも第1期卒業生という超エリートである）。

2 同年代との比較

【145】 以上、前節までの考察から、私見は、我妻の「操行＝乙」のエピソードは、母・つるが「山を高く見せるために谷を深く描いた」——赤井が偉大な教師であることを強調する意図で、大ごとであるかのように語った——との憶説を抱いている

(112) 大瀬甚太郎『教育学教科書』（金港堂、明治31年12月）。

(113) 樋口勘次郎『統合主義新教授法』（同文館、明治32年4月）。

が、しかし、この点に関しては、他の子供たちとの間の相対評価が必要となる。他の子供たちにあっても、「操行＝乙」は深刻な評定なのだろうか。あるいは赤井運次郎のような卓越した教師は、日本には他にいなかったのだろうか。

（1） 東京の子供

【146】 東京の子供と、地方の子供では、教育環境に大きな違いがあることは、当時の教育学の本にも記載されていた事柄である。⁽¹¹⁴⁾しかしながら、結論的にいえば、少なくとも「操行＝乙」の評価や、優れた教師の存在に関しては、東京と地方で顕著な相違は認められない。

ア 鳩山秀夫

【147】 我妻栄の師・鳩山秀夫（我妻より13歳年上）は、穂積重遠と小学校から大学まで——東京高等師範学校附属小学校（明治23～29年）・中学校（明治29～34年）、第一高等学校（明治34～37年）、東京帝国大学法科大学（明治37～41年）——同期であるが、小学生時代の鳩山の行状について、我妻は次のようなエピソードを語っている。⁽¹¹⁵⁾

鳩山秀夫、穂積重遠の二人を、東京高等師範附属小学校で受持った先生の日誌がある。⁽¹¹⁶⁾どう廻って手に入れたか、穂積重遠先生が持っておられて、学校に持ってきて我々に見せて下さった。それを見ると実に面白い。

〔鳩山秀夫、教室でアメ玉を食べた故で立たせおきて訓戒す〕 鳩山秀夫は非常に優秀だが教室でおとなしくなしかしていないで、教室でアメ玉を食って騒いでいるんです。それを鳩山先生に見せると、「それはそうだよ、お袋はアメ玉なんていうものは絶対に食わせない。西洋菓子のシュークリームなんていうものを食わせるけれど、そんなものより子どもはアメ玉をなめたくてしょうがない。それから氷水を飲みたいと言うとあんな野蛮なものはだめだ、アイスクリームを食べなさい。それでお小遣いをたくさん貰っているんで、学校の途中、氷水を3杯も4杯も飲んだもんだよ」と、言

(114) 詳細については、上記諸文献のほか、大門正克『民衆の教育経験——農村と都市の子ども（シリーズ日本近代からの問い3）』（青木書店、平成12年）。

(115) 我妻栄「父と子・子と父」『我妻栄講演集・母校愛の熱弁』前掲Ⅱ注（87）123頁、『民法と五十年・その2——随想拾遺（上）』前掲Ⅱ注（87）200-201頁。

(116) 〔七戸注〕これは担任の個人的な日記ではなく、児童の日々の品行を記録した基礎帳簿（【128】）と思われる。

われたものです。

それから、「鳩山春子は米を食わせると頭が悪くなるので、米を食わせないでお菓子ばかり食わせている、なんて新聞なんか書いてあったものだが、そうですか先生」と言ったら、「そんな馬鹿な、君、育ち盛りの者が米食わないで西洋菓子ばかりなんて、私はみんな母親にかくしてやったよ⁽¹¹⁷⁾」と言うんです。

このような行状の児童は、当然「操行（品行）＝乙」になりそうに思うが、しかし、小学校時代の鳩山の学籍簿・通知簿の品行の評定は不明である。

イ 町田実秀・大森義太郎・不破武夫

【148】一方、我妻と同年代の東京の小学生に関していえば、水下恭一（編）『優等生と其家庭』に、次のような記事がある。⁽¹¹⁸⁾

① 「桜川尋常小学校卒業生・町田実秀（明治31年5月〔7日〕生）（→府立一中→東京高商予科→東京商大（大正12年卒）。一橋大学教授・西洋法制史）——「父〔町田豊千代・実業家〕の資質を稟けたものか、幼少の時から凡ての動作が一般の子供と異って、惚々迫らざる態度と、峻澗にして刺すが如き智恵とがあった、であるから自然為す処が大人染て居て、たわいなく騒ぎ廻るやうな事は無かった、就学後は成績抜群、常に級中の牛耳を執って、級長振も鮮かに駕御の才を発揮して居た、斯の如くであるが一面非常に優しい点があつて雇人等に親切深いのは^{やが}聽て衆望を蒐むる所以であらう」。なお、実秀は長男で、下に長女・千代子、二男・明、二女・久代、三女・君代の2男3女。母・くには「女子高等師範〔現：お茶の水女子大学〕卒業の才媛、^{さす}道がに家庭の教育も主義ある方針の下に行はれて居る⁽¹¹⁹⁾」。

(117) 〔七戸注〕なお、鳩山家の教育に関しては、鳩山春子『我が子の教育』（婦女界社、大正8年）参照。

(118) 水下恭一（編）『優等生と其家庭』（教育通信社、大正2年）……同書掲載の児童は、巻頭の編輯者「自序」によれば、「明治44年、45年の両年間に亘って、東京市が、市立小学校長をして銜衡せしめ、最も優良なりと認めて以て褒状を授与したる小学校卒業生」である。以下引用の児童の該当頁は、①406頁、②189頁、③4頁。

(119) なお、吉永栄助「法学博士町田実秀先生——その人と学問」一橋論叢49巻3号（昭和38年）295-296頁には、「実秀先生の生後〔出生地は大阪〕、間もなく、一家は東京に移られ北千住に居を構えた。先生の下町趣味の芽生えはこの頃に発している（勿論、下町育ちの令夫人の感化もある）。幼少の頃の印象として残っているのは祖父に連れられて今なら2時間そこそこでいける所を、1日かかりで湯河原に湯治に行ったことである。小学校3年のとき、千住から芝に移り、桜川尋常小学校に転校した。ここで奮励して卒業のときは首席になり、時の東京市長尾崎行雄から賞を受けた」とある。

② 「余丁町尋常小学校卒業生・大森義太郎（明治31年9月〔26日〕生）」（→府立四中→一高→東京帝大経済学部（大正11年卒）。東京帝国大学助教授・経済学者）——「秋田県の知崎港で生れ、⁽¹²⁰⁾其地の学校に2年迄居て3年の春から余丁町小学校に這入った、至極内気な方で友達も余り求めない方で男児としては弱々敷やうだが、近頃は余程活発になって空気銃を持ち犬を連れて飛び廻って居る、知崎時代には余り勉強しなかったが東京に来てから自然と勉強する様になって今では頗る熱心なものである」。義太郎は長男で、下に長女・光二、二女・信子、三女・松代、二男・正次の2男3女。母・百合子によれば「彼れが余り内気ですから先生に御願ひ致しました、すると級中で一番快調な方と席を並べて下すったので、夫れから次第に活発になりました」。

③ 「番町尋常小学校卒業生・不破武夫（明治32年11月〔日不明〕生）」（→開成中→一高→東京帝大法学部（大正12年卒）。九州帝国大学教授・学習院大学教授・刑法学者）——「一点曇りのない、透明る程清々敷性質である、恐らく無邪気と快活とは君の全体と云ってもよからう。阿父様〔不破信一郎。宇和島藩士族、明治25年帝国大学文科大学卒、第二高等学校教授、明治44年2月死去〕を失ったのは実に不幸と云はねばならぬが、慈しみ深い阿母様〔三愛子、備州藩士族・佐々正直の娘、佐々醒雪（政一）の妹。京都英和女学校卒〕や親切な伯父伯母は君の特性を助長するに余りある、^{はじ}甫め仙台の小学校に上り、後沼津小田原等に転じた事もある、番町小学校に入ったのは昨年の春で、成績は何処でも抜群であった」。伯母曰く「亡父は植物学をやらせ度と云って居たが、それとなく趣味を覚えたと見えて、草木を弄ぶのが非常に好きだ」。

我妻の「操行＝乙」との関係では、②大森義太郎に関する記事が興味深い。大森の内向的な性格を矯正した担任教師に対して、母・百合子は、我妻の母・つるが赤井運次郎に対して抱いたのと同様の崇敬の念を覚えたであろう。

（2） 地方の子供

【149】 一方、地方の子供のうち、我妻の義兄・孫田秀春（1886-1976。【94】参照）は西置賜郡西根村草岡（現：長井市草岡）生まれ、浜田広介（1893-1973。米沢中学で我妻と同期）は東置賜郡屋代村（現：高畠町）生まれ、平貞蔵（1894-1978。米沢中学で我

(120) 「七戸注」ただし、多くの文献は、父・啓介が日本郵船の横浜支店から秋田県知崎出張所に転勤する前の、横浜生まれとしている。

妻の1級上、東大で同級)は東置賜郡佐沢村(現:長井市上伊佐沢)生まれ、上泉秀信(1897-1951。米沢中学で浜田広介・我妻栄と同期)は西置賜郡豊原村黒沢(現:飯豊町)生まれで長井町小出(現:長井市)に育ち、それぞれ郡部の小学校に通っているから、以下では我妻と同じく米沢市に生まれ、興讓小学校で赤井運次郎の指導を受けた大熊信行(1893-1977)の小学生時代について見てみよう。

ア 大熊信行

【150】大熊信行は、明治26年2月18日米沢市元籠町に父・亨吉、母・サキの5女1男の末っ子の長男として生まれた。大熊家は代々上杉藩与板組の差配頭で稲富流鉄砲術を継ぐ家である。大正10年東京高商を卒業した信行は、小樽高商教授、高岡高商教授の後、戦時中の昭和18年より大日本言論報国会の理事を務めたことから、終戦後昭和22年に公職追放となり、自らの戦争責任を積極的に告白する一方、昭和23年には米沢に教育思想研究会を創立する。

戦時中から終戦直後の大熊の行動に対する我妻の評価に関しては、遠藤浩が次のように回想している⁽¹²¹⁾。

昭和17年(1942年)の秋だったと思う。石神井の我妻先生のお宅に伺った。

……〔略〕……。

そうこうしているうちに話が孫田秀春先生のことと及んだ。米沢興讓館の先輩にあたり、先生の義兄にあたる人で、民法・労働法を専攻されていた(当時東京商大教授)。1ヵ月前に私は孫田先生を訪ねている。孫田先生は、『国体の本義』の執筆に関係され、大熊信行博士と『国家科学大系』を編集されていた。いわば、国粹主義に近い人であった。孫田先生は、その考え方をる私に説かれた。日本はあまりに横の糸を重く見て、縦の糸を軽視しすぎた。織物にたとえられ、日本の文化、日本の国体こそ、主な糸にならなければならない、と。カロッサヤヘッセといったドイツの叙情作家たちにひかれ、日本の古典を読んでいた私には、共鳴する点もあったが、何か強い違和感もあった。

そんな話をしたところ、先生は「孫田の義兄は、ナチが隆盛におもむく当時ドイツに居たからな……難しいもんだね」といわれた。あの言葉をときに思い出す。先生は

(121) 〔初出〕遠藤浩「追想」松野良寅(編)『我妻栄——人と時代』前掲Ⅱ注(32)213-215頁……〔所収〕遠藤浩『百花繚乱たれ——遠藤浩随想集』前掲Ⅰ注(3)112-113頁。

次のように私にいわれたのだと思う。人は誰でもその時の社会情勢、その人をとりまく社会環境に大きな影響を受ける。ある程度はやむを得ない。しかし、それに流されてはいけない。本質は何かを見つめることだと。それは至難なことに違いない。しかし、それでも、じっと見つめなければいけないのだと。

それから3年程して終戦を迎える。その後の大熊博士の言動に、私は耐えがたい思いをしたことがある。ある折、我妻先生にそのことを話したことがある。先生は、大熊さんはすぐれた学者だし、いいところもあるんだよ、といわれた。私は、釈然としなかった。社会学者はそうであっていいのだろうかと思ったが、あえていかなかった。先生は、心あたかな人であったし、人の長所を見ようという懐の深い人であった。

遠藤が「耐えがたい思いをした」「大熊博士の言動」とは、おそらくは戦争責任の自己反省に関連した、次のような言辞であったろう。⁽¹²²⁾

日本共産党が天皇を筆頭とする戦争犯罪人名簿を発表し、そしてその名簿からそこばくの氏名がえりぬかれて読売紙上にのったのは、〔昭和20年〕くれの10日前後であったらうか。⁽¹²³⁾当日はみぞれのふる、くらい日であった。むかし乙種商業〔米沢市商業学校……現：県立米沢商業高校〕で教鞭をとったころ、をしへた生徒のひとりで、病養生ちゅうのものを、はじめてその家に見まうたところ、はなしのなかばで病人はわらひながら、その日の新聞をひっぱりだし、なんだかうれしいことでもきかすように、共産党が先生の名をあげてゐるといって、その場所をみせてくれた。さういへば数日あとに、なにかの会合でそのはなしがでたときにも、ひとりでも米沢の人間の氏名が、その他大勢のなかでなく、新聞の表面にでたのは愉快だなどと、番附のはなしでもするやうにいふひとがあった。いや、それよりも、みぞれの日がくれて、ゆふめしもすんでからだ。30キロばかりはなれた村から、終列車で突然おとづれた客があった。すわると水筒から酒をついでくれ、するめをとりだし、先生、天皇陛下といっしょに名簿にあがったのだ、こんなめでたいことはないでせう、といひだした。このひとは元

(122) 「告白：序章」〔初出〕理論1号（昭和22年）……〔所収〕大熊信行『戦中戦後の精神史』（論創社、昭和54年）343-344頁。

(123) 〔七戸注〕読売新聞昭和20年12月9日朝刊2面「祖上にはほる戦争犯罪人 きこのう人民大会で名簿発表／日本共産党」。学界34名の中に、大串兎代夫、難波田春夫、中野登美雄、土方成美などととも、大熊信行の名がある。

騎兵大尉の博勞であった。

(ア) お精進

【151】話を大熊の小学生時代の追想に移せば、以下の風習は、我妻家でも同様だったのだろうか。⁽¹²⁴⁾

少年期のことをおもいだしてみると、われわれとおなじ年ごろの人々は、ほゞおなじような記憶をもっているのではないかとおもうが、なまぐさを食膳にのせない日が、月に幾日もあり、それをお精進といった。仏壇にはいろいろの到来物をそなえるが、それでも植物質の食物にかぎられている。材料に玉子もちいてあるカステラやせんべいなどを、仏さまにあげていゝのかどうか、子どもごゝろに気にしたおほえがある。

(イ) 父・亨吉

【152】大熊の父・亨吉は山形県の視学官であったが、信行が13歳のときに病没していることもあってか、あまり語られることはない。「幼年期から少年期にかけての家庭には、祖母と父母と姉が3人、ほかに書生といて、多いときには7〔〜〕8人、すくなくて3〔〜〕4人の中学生が寄宿してみた。青年たちにたいする父の監督は厳格で、楽器を吹きならすことも禁じてゐたやうだし、朝は漢文読本の素読があり、そのとき小学生の自分は、座敷のすみにすわらされ、本をもたず、傍聴することをめいじられた⁽¹²⁵⁾」。

(ウ) 母・サキ

【153】これに対して、母・サキに対する信行の情愛は深い。

①「小説をよむことは、小学生のときから学校で禁じられていたが、しかし家庭小説はさしつかえないものとされていた⁽¹²⁶⁾」ことから、「『まだ見ぬ親』だの、『小公子』だの、そして『学童日誌』だのという、いずれも反訳ものを、自分は小学生のときに家庭でよまされているが、なかでも五来素川の『まだ見ぬ親』は、はじめ

(124) 大熊信行・前掲注(122)451頁。

(125) 大熊信行・前掲注(122)394頁。

(126) 大熊信行・前掲注(122)401頁。なお、興譲小学校では、明治31年「児童をして芝居を見せしめ、寄席に伴い、又小説本を読ましむるときは、其徳性を害し、教育上の妨げとなるを以て断然之を禁ずべきこと」との「教訓」が父兄宛に発せられており、明治36年5月8日には、この教訓に反して芝居見物をさせた父兄が、学校に召喚され説諭を受けている。興譲小学校『百年史』前掲注(15)②54-55頁。

での小説だった。膳部の石油ランプの下で、母が毎夜よんでくれるのを、その手のかげになってくらい母のひざにあたまをのせて、きいた。なみだもろい母は、よみながらよくなみだごえになる。母特有のヴァリエーションで、それをまた小さなせきばらいでもって、もとに直そうとするのがくせで、遠いものをおもわすような抑揚のある母の朗読。母がなみだごえになっているようなときには、ひぎのうえの子どもは、多分七つか八つのころだろう、びしょぬれに泣いていた⁽¹²⁷⁾」。

② 「末っ子で総領だった自分のごときは、家には金は無尽蔵にあるものとおもうべきような育てかたをされた。一文のむだ遣いもゆるされないけれど、必要なものや、必要であることを証明することのできるものは、買ってもらえる原則だった。それに絵の具とか、12種の色鉛筆とか、文房具とか、そういった学用品は、明治30年代の田舎にまで来ていないような品ものが、家に入ることが多く、近所の友だちや級友のまだもたないものをもつか、すくなくとも人よりさきにそれをもつ場合が多かった。しかしまた、幻燈とか、写真機とか、そういったかねめのものを与えられたことはなく、子雀を飼ったことは、いくどあるかしのれないが、小鳥屋から小鳥を買ったことはいちどもない。暮れがた、出さきから家に帰ったときに、百姓が売りにきたシユメという小鳥を一羽、母が買って籠につけておいてくれた、そのときのうれしかったことは、一生わすれられない⁽¹²⁸⁾」。

③ 「7〔～〕8歳のころだったとおもわれる。母につれられて、小さな見せもの小屋にはいり、あさくさの菊人形のようなものをみせられた。シャカー代記で、誕生からネハンまでのいくつかの場面をつらねてあった。記憶にのこっているのは、修行中のシャカのふところのすきまから、すこしでている小鳥の羽根と、シャカの片手のひらにのせられている白い綿で、説明者もおらず、ほかに見物人もいたようではない。手のひらのものは、ふところに逃げこんだ小鳥のいのちごいのために、シャカが自分の肉を切りとって、差しだしているところだ、と母が説いてくれた⁽¹²⁹⁾」。

(127) 大熊信行・前掲注 (122) 400頁。

(128) 大熊信行・前掲注 (122) 402-403頁。

(129) 大熊信行・前掲注 (122) 450頁。

(工) 皇室

【154】 なお、皇室の「菊の御紋」に関する以下のようなエピソードは、すこぶる興味深い⁽¹³⁰⁾。我妻も、皇室に対して同様の「恐怖」心を抱いたであろうか。

たゞひとつ、書きおとしてならないことは、皇室にたいして生じた最初の感情が、自分のばあひには、ひとつの畏怖または恐怖のやうなものであったといふことだ。……ある晩、なにかのはづみで、姉たちはコンパスや鋏をつかひながら、いっしょけんめい画用紙を断ち、わたしのためにいろいろの勲章をこしらへてくれてゐたのだが、そのなかに菊の紋章がひとつ、できかゝった。すると、ふと花卉のかずが問題になり、16のかずは皇室の御紋章だといふことになった。子どものわたしは、それこそ何よりとおもつたが、姉たちは絶対にそれをこしらへてはならないやうに、きびしい戒めかたをしたので、えもわからぬ恐怖が、その場でわたしをとらへてしまった。ことがらが納得いかぬだけに、恐怖は大きかった。……。いま思ふと、姉たちの当時の見解がどこから来たものかもわからないが、なんでも、ものまねをしてみたい子どもの心理からいふと、……。えらい人といつても、天皇のえらさといふのは、まねをすべきえらさではない。それはわれわれ人間から引きはなされたえらさであり、近よつてはならぬえらさであり、処罰をもって模倣をいましめられたえらさである。それがその晩、子どもごゝろに、はじめてわかつた皇室といふものであった。たぶん7歳か、8歳のころであつたらうか。そのときの恐怖と、納得のいかぬ感じを、いまだにおもひだすことができるのは、記憶力のよわい自分としてはめづらしいことだ。

イ 岸信介

【155】 次に、本連載の主人公の一人である岸信介について。

彼は、佐藤秀助⁽¹³¹⁾・茂世⁽¹³²⁾の間の10人の子——長女・タケ、長男・市郎、二女・コマ、三女・音世、二男・信介、四女・千代子、三男・栄作、五女・操、六女・敏子、七女・保子の女7人・男3人——の第5子・二男である。母・茂世の家は、祖父が勤王家で島根県令も務めた佐藤信寛、父は県議・佐藤信彦、山口県熊毛郡田布施村

(130) 大熊信行・前掲注(122)394-395頁。

(131) 岸要蔵の三男。文久3年〔1863年〕生まれとも、元治2年=慶応元年(1865年)生まれともいわれる。山口県の下級官吏(郡書記・県属)を勤めた後、酒造業。昭和13年2月26日死去。東京朝日新聞昭和13年2月28日朝刊4面「死亡広告」。

(132) 彼女についても、正確な生没年月日を記した文献がない。昭和7年、61歳で没。

では名家で、14歳のとき同村内の岸家から秀助を婿養子に迎えたものである。茂世の弟・佐藤松介は東京帝大医科大学卒の岡山医専教授、その妻・ふじえは松岡洋右の妹で、松介・ふじえの娘・寛子の婿養子となったのが、信介の弟・栄作である。一方、信介は、中学3年のとき父・秀助の実家・岸家の養子となる。

【156】 岸信介には、自分の幼少期から青年期について詳細に書き綴った手記があるので、以下、その中から小学校時代（明治36年4月国木尋常小学校入学）の記述を引用しよう。⁽¹³³⁾

田布施村は大きな村で、東西田布施尋常高等小学校の外に国木、竹尾及び小行寺の3尋常小学校があった。当時は義務教育年限は4年であって、尋常科を終わってその何割かが高等科に進級して、国木及竹尾から西田布施へ、小行寺からは東田布施へ通うようになって居た。国木尋常小学校の生徒は、当時4学年を通じて百人許りであった。貫田先生が校長で4年と3年とを受持ち、駅重先生が2年及1年の担当で、先生はこの2人だけであった。

① 教師——上記引用のうちの「貫田先生」が、我妻の赤井運次郎に相当する教師である。貫田は、岸の入学後間もなく他校に転任してしまうが、その後「私が西田布施の高等科に上ると担任の先生で、私が高等2年の1学期を終わって岡山に移るまで親しくその薫陶を受けることとなった。又合性というか、小学校時代の先生としてはこの貫田先生が一番なつかしく、その後中学や高等学校に入っても、休みで帰郷する度にお訪ねしたりお招きしたりしたものである」。⁽¹³⁴⁾ 教師と生徒を結びつけるものは、結局のところ「合性」なのかもしれない。

② 学業成績——「尋常科時代学科のことでは余り記憶に残っていることもないが、唱歌と図画とを除いては断然優秀であった。毎年進級の時は成績抜群と言う訳で、その都度郡長から賞品と賞状とを授けられた」。⁽¹³⁵⁾ 岸の学籍簿や通信簿の記載は不明であるが、唱歌と図画については「甲」ではないのだろう。

(133) 岸信介①『我が青春——生い立ちの記／思い出の記』（廣済堂出版、昭和58年）30頁、②『私の履歴書——保守政権の担い手』（日経ビジネス文庫、平成19年）21-22頁。

(134) 岸信介・前掲注(133)①32頁、②22頁。なお、父の遣いの大金を盗まれた岸少年に対して、貫田が論じた言葉——「人を見たら泥棒と思え、という諺があるが、これは決して正しいことではない。反対に人を見たら善人と思わなくてはいけぬ」は、「私〔岸〕の処世訓として私の一生を貫いて忘れぬ所」となった。①104頁。

(135) 岸信介・前掲注(133)①32-33頁。

③ 品行・操行——他方、品行ないし操行に関しては、「私共が2年生になってからであったと思う。女の先生は何と言ってもやさしく、私共は益々いい気になって悪戯をやり随分先生を手子摺らしたものである⁽¹³⁶⁾。さらに、手記では、同級生に対する「いじめ」を行ったことを懺悔しているが、上記②学科目と同様、品行・操行の評定は明らかではない。

④ 放課後——「私は学校から帰って来ると夏の間は中西（国木の方から流れて来る小川と竹尾河原田の方から流れて来る小川の合流点で、私の家から一町許り上流である）に出掛けて、日が暮れる迄裸で水に浸って騒ぎ廻って居た。春や秋は蕨取りや茸狩りで山々を駆けめぐり、又鰻釣りやはや釣りに川に出掛けて行った。又冬は目白や頬白を取りに山や野原へ出掛けて行った。夕食後は私の家の前が一寸広いので、近所の子供の遊び場となって部落の者がよく集まって来た。予習復習なんてものはした覚えが全然ない⁽¹³⁸⁾。田舎の子供の遊びの中身は、我妻も岸も変わらないが、しかし、我妻が母の言いつけを守って毎日必ず勉強したのに対して、岸はまったく勉強していない。

⑤ 日露戦争——「明治37、8年、日露戦役に就いては色々な思い出がある。一番愉快であったのは明治38年1月1日の旅順陥落であった。各戸は国旗を立てたのは勿論だが、岸田区の奉祝の催しのため『いのへだ』の下の田へ旗竿を立て万国旗を引き廻したことを覚えて居る。戦死者の葬儀には小学校生徒は行列をして参列した。……これに参列した小学生はみんなあんぱんか饅頭を貰ったものである⁽¹³⁹⁾。「戦争は連戦連勝、子供達は戦ごっこに熱中すると共に軍人熱も強く、私は弱い体をし乍ら何時も陸軍大将になるのだと威張って居たものである⁽¹⁴⁰⁾」。

ウ 福田赳夫

【157】 以上に対して、操行の件で、我妻と比較・対照が可能であるのは、我妻や岸より7級下の福田赳夫(1905-1995)である。福田家は群馬県群馬郡金古町足門(現：高崎市足門町)の豪農で、祖父・幸助は金古町の初代および第6代の町長、父・善

(136) 岸信介・前掲注(133)①39-40頁、②24頁。

(137) 岸信介・前掲注(133)①33-34頁。

(138) 岸信介・前掲注(133)①35頁、②22頁。

(139) 岸信介・前掲注(133)①36頁、②23頁。

(140) 岸信介・前掲注(133)①37頁。

治は第20代の町長、兄・平四郎も第24代の町長を務めている。越夫は、父・善治と母・ツタの間の8人の子（4男4女）の二男（上から3番目）。日露戦争ただ中の明治38年1月14日に生まれた彼の名前は、前日（1月13日）の乃木希典大将・第三軍の旅順入場式にちなんだものである。⁽¹⁴¹⁾

【158】 彼は小学校に上がる前から囲碁を覚え、東京から棋士のスカウトが来るほどの早熟の神童であったが、評伝は、小学校時代の章題を「たった一つの『乙、』⁽¹⁴²⁾」としている。明治44年4月に入学した金古小学校の同級生は男36人・女18人、「学校の成績も抜群で、1年から卒業する6年までのうち、乙はたった一つだけで、あとはみんな甲であった。金古小学校では、あとにも先にも、その例はないといわれたほどである」⁽¹⁴³⁾。

たったひとつの乙というのは、小学校1年のときの操行だった。操行が乙といえれば、いかにもあばれん坊で、手におえないヤンチャにきこえるが、事實はそうではなかったらしい。

……〔中略〕……。

両親とも操行乙ときいて、内心ぎくりとしたのである。当時の教育方針とすれば、修身を通じて仁義礼知信を教え、小学校の低学年から道徳のなにかを訓育したのだから、その肝心の操行が乙とあっては、先々が思いやられる、という不安の念が頭をもたげたのも親心だった。

この記述からは、評伝の著者が「操行」と「修身」の違い（【128】）を了解していないことがうかがわれるが、その点はさておき、福田の「操行＝乙」の理由は、「あばれん坊で、手におえないヤンチャ」だったからでも、我妻のように授業中席を立って動き回っていたからでもなかった。評伝の記述をそのまま引用しよう。⁽¹⁴⁴⁾

数日たったある日のこと、母ツタは役場へ用たしに出かけた帰り道で、越夫少年の受け持ちの先生に、ばったり出会った。いろいろあいさつをかわしたあと

(141) 岸憲『小説・福田越夫』（上毛新聞社、昭和41年）32頁、五百旗頭真（監修）・井上正也＝上西朗夫＝長瀬要石『評伝・福田越夫——戦後日本の繁栄と安定を求めて』（岩波書店、令和3年）11頁。

(142) 岸憲・前掲注（141）89頁。なお、五百旗頭真・前掲注（141）18頁の章題も「たったひとつの『乙、』」である。

(143) 岸憲・前掲注（141）90-91頁。なお、五百旗頭真・前掲注（141）20頁も参照。

(144) 岸憲・前掲注（141）91-93頁。

「先生、うちの赳夫ときたら、学校ではあばれん坊でしょう。先生のいうことなんかきかないで、さわいでばかりいるんでしょう？」

そういわれた先生は、頭にピンとくるものがあった。このあいだ渡した通信簿の操行欄に乙と書いたことである。

「操行のことですか……。乙とつけた……」

先生もなかなかいいにくそうな態度で、しかもてれくさそうである。

「ええ、そうなんです。先生もあの子をもてあまされて？……」

母は受け持ち教師の態度から推して、両親も半信半疑でいた赳夫少年の素行が、やはり先生もはっきり口に出していえないほどの無軌道なところがあったのか、ととにかくこどもに裏切られたような、さびしさがこみあげてきた。

「先生、赳夫が学校で先生のいうことをきかなかった場合は、どうぞご遠慮なくしかってください。そうしなければなりませんから……」

母ツタは、先生の話もきかないうちに、てつきり、と早のみこみした格好である。

「それはとんでもないこと。赳夫さんはそんなこどもではありません……」

先生のことばに、母は二度びっくりした表情で視線を先生に向けた。

「うちの主人は、赳夫の操行乙については、かえって先生がめいわくするから、あまりきかないほうがいいって、いうんですけれど、もしなんでしたら、ざつくばらんにおきかせ願えれば……と思ひまして」

「先ほども申し上げましたとおり、赳夫さんの素行が悪いとか、言動が粗暴だからというのでは決してありません。実を申せば、デキがよすぎる、ものですから……」

「デキがよすぎる……？とは、いったいどんなことでしょうか？」

「早い話が、先生の私がこどもたちにいうまえに、赳夫さんだけが、先生、このことはこうでしょう、と、先に先にとっってしまうものですから……」

「それでは、先生のほうで教えるにいいことが出てくるわけですね……」

「そういうこともあります、のみこみのおそいこどもを中心にやっっていくてまえどうも……」

「先生、よくわかりました。親の早がてんもありましたが、これでひと安心です。しかし、先ばしりすることは、先生がおっしゃるまでもなく、よいことではありませんので、親のほうでじゅうぶん注意しますから……」

その夜、越夫少年は両親の前に正座して、父と母の話をいちいちうなずきながらきいていた。

以上は、福田が小学校1年生の頃のエピソードであり、これに対して、近時の評伝による旧評伝の要約——「小学生ながら、それから福田は人が変わったようになった。授業中よけいな口出しを一切しなくなり、何かいいたい時は、丁寧に先生の了解を求めてから発言した。先生たちは、時たま福田に口出しされても、悪く取る者は一人もいなくなった」⁽¹⁴⁵⁾のうち、後段部分のエピソードは、福田が4、5年生の頃の話である⁽¹⁴⁶⁾。ただ、先の引用によれば、福田の小学2年以降の操行は「甲」に改まっているから、小学4年生になった我妻が、赤井運次郎の指導を受けてはじめて操行評価が改善したのと比較すると、精神年齢は福田のほうが格段に高い。

一方、近時の評伝が「当時の小学校の成績評価は『甲、乙、丙、丁』の4段階である。『乙』であっても平均以上だから」としている部分については、当時の金古小学校の学籍簿・通信簿を確認しなければ判断しかねるが、続けて「ほかの親ならさして気にもとめない」とする記述⁽¹⁴⁷⁾は、おそらく正しいと考える。すなわち、「操行=乙」という「ほかの親ならさして気にもとめない」事柄を、あえて持ち出す特別の意図が、福田にも我妻にも存在したということである。私見は、福田における「操行=乙」のエピソードもまた、我妻の師・赤井運次郎の教育能力の称揚と同様、福田の精神年齢の早熟性を強調するための前振りではないか——ブランコを高くこぐためには、後ろに大きく振らなければならない——と疑っている⁽¹⁴⁸⁾。

(145) 五百旗頭真・前掲注(141)20頁。

(146) 岸憲・前掲注(141)104-106頁。

(147) 五百旗頭真・前掲注(141)20頁。

(148) その他、小学校時代の成績が判明している同時代の人物として、河村又介(1894-1979：山口中学で岸信介の1学年上、高校は七高造士館、東大で岸・我妻の1学年上)も紹介しておこう。河村力「ある憲法学者の足跡——元最高裁判事・河村又介の生涯と現代史の一断面」(文芸社、平成17年)14-15頁によれば、河村は小学生時代「学科では得手不得手が甚だしかった。体操、唱歌、図画、習字、手工等は大嫌い、どうしても甲が貰えなかった。中でも文字の下手なのには、後年裁判官になってからも、判決書の署名で恥ずかしい思いをしたという。操行も大抵乙であった。友達とよく喧嘩をしたし、時には先生に反抗したりしたためらしい」。「一方、一番得意な科目は算術、次いで地理。全国の市はもちろん、主な町の人口はたいがい諳んじていた」。

なお、赤井運次郎によれば、「偶々4年生になって初めて通信簿を渡す時に、従来体操と品行だけは1年生から乙であったのを、体操も品行も甲にしてやったところが、それを非常に有り難く感じ、一層勉強に興味を持ち努力する様になった。其の後母は通信簿をもって学校に

エ 我妻栄

【159】 さて、以上のような小学校時代に関する考察から、周囲の人間が語る我妻の性格の由来に関して、私見は次のように考えている。

① 好奇心・面倒見——種々の我妻評のうち、好奇心が旺盛な人、面倒見のよい人、あるいは講義の上手な人といった側面は、小学校低学年の「操行＝乙」時代に授業中に教室内を歩き回っては級友に勉強を教えることが大好きな、彼が生来的に備えていた性質の現れであろう。後年の彼の「地の色」に対する「花模様」の侵食もまた、こうした彼の「三つ子の魂」が、歳を重ねて再び甦ったもののように思われる。

② 地道・堅実——これに対して、地道・着実・堅実といった我妻の学風や日常生活は、郷里・米沢の風土・気風もさりながら、母・つるのしつけの影響が大きいのだろう。遠藤浩は、父から聞かされていた我妻の小学校時代の勉強振り（【51】⁽¹⁴⁹⁾）について、次のようにも述べていた。

これもやはり父から聞いたのですが、先生は、これはお母さんのしつけらしいのですが、小さいときから、どんなに疲れても、たとえば遠足なんかから帰ってこられたときでも、1時間は勉強しなさいとお母さんからいわれて、それを小さなきから実行されていたというのです。ですから、きょうは疲れたから、かぜを引いたから勉強は休みだということは絶対なかったというのです。そういう小さいときからのトレーニングが基礎を作ることになったのかなという感じがしています。

来られ、従来乙であった体操と品行はなぜ甲になったか、前の受持先生は、体操は身体が弱々しく勢がなく、教室ではいつもチョロチョロで落ちつきがないから甲は与えられないのだとのことで、実は体操と品行の乙は生れつきで何とも仕方ない、一生乙と諦めて居たとのことであった。依って我輩は説明して、体操は体格に呉れるものでなく、いつも真面目に懸命にやっ
て居るのだから甲を与えた」と述べたという（上村良作『米沢における敬師の系譜』（米沢信用金庫、昭和45年）105-106頁）。ところが、我妻の側では「操行＝乙」のエピソードだけを語り、「体操＝乙」の件については、触れるところがない。

(149) 「(座談会) 人間・我妻栄を語る」『特集：我妻法学の足跡』前掲Ⅰ注(37) 60頁。

(150) 〔七戸注〕ちなみに、興譲小学校『百年史』前掲注(15) ②から、我妻在学中の学校行事を拾い上げると、以下のごとくである。④明治37年2月24日(水)尋常科男子全員、上長井村へ雪中行軍(68頁)、⑤明治38年3月4日(土)尋常科男子全員、芳泉町方面へ雪中運動会(70頁)、⑥明治39年5月5日(土)春季技芸運動会(松岬公園)(71頁)、⑦明治41年4月30日(木)尋常科5年以上の男女580名が奥羽6県・北海道の共進会観覧のため福島市に修学旅行(74-75頁)、⑧明治41年10月9日(金)茸茸運動会(小菅山)(75頁)。

③ 孝行・敬師——我妻の親孝行については、それが立身出世主義と不可分一体的であることからすれば、小学校というより、母・つるによる訓育を通じた、当時の修身教育の影響が大きいように思われる。

一方、赤井運次郎と鳩山秀夫に対する敬師の念（【101】③）のうち、赤井運次郎に対する崇敬については、すでに触れたように、私見は、母・つるによる「刷り込み」の効果ではないかとの憶説を抱いている。他方、鳩山秀夫に関しては、大学時代以降に我妻が鳩山から受けた数々の物質的な援助についても考慮に入れなければならない。いずれにせよ、この二人の師に対する我妻の深い敬愛の情は、小学校時代の修身教育の賜物（「仰げば尊し我が師の恩」）として片づけられない側面がある。

④ 穏健と過激——だが、以上に対して、説明に困惑するのが、我妻が併有している穏健派の顔と、ときおり現れる過激な行動の両極性である。このうちの過激な言動は、上記①の「三つ子の魂」で、時流に逆らわない穏健ないし従順な姿勢は、上記②の訓育によって培われたもののようにも解されるが、しかし、我妻の辛辣な人物評については、①の「三つ子の魂」とは異質のもののように見える。一方、とりわけ長男・洋に対する家父長的な態度と感情の爆発は、癩癩持ちの父・又次郎の気質を受け継いでいるほか、明治の米沢の土地柄も影響している⁽¹⁵¹⁾のだろう。

【160】我妻栄の小学校時代に関する考察結果は以上のようなものであるが、その後の時代についても概観しておく、我妻の人格形成は、①小学校・②中学校・③高等学校の3回にわたって、振り子のように振れた。①小学校低学年の落ち着いたお節介な性格は、高学年になって赤井運次郎の指導で矯正されたが、②ところが、その後、中学に入ると、振り子は今度はまったく逆方向に振り切れて、彼は級友たちにノートを見せようともしない唯我独尊の性格の持主（我妻自身の表現によれば「チャッカリ」秀才）になってしまう。③それが再び更生するのは、一高時代の寮生活に揉まれて以降である。

(151) なお、宮沢俊義「我妻君ゆく」前掲Ⅱ注(93)221頁は、我妻の小学校時代の、次のようなエピソードを紹介している。「いつか書いたことがあるが、かれ〔我妻〕の逸話がある。両親が夫婦げんかをしたとき、少年時代のかれが仲裁に入って、適切なさばきを与えたというのである。これは、伝説かもしれないが、かれのさばきが、いかに適切妥当かというところから来た話である」。だが、こうした調整能力は、もっぱら技術的な才能であって、穏健と過激の同居という我妻のアンビヴァレントな性格とは、また別物であるようにも思われる。

さらにその後についていえば、④大正デモクラシー期の思潮の洗礼を受けて我妻の振り子は〈左〉方向に振れるが、⑤戦時体制期の抑圧的な時流に押し流されて〈右〉方向への揺戻しが生じ、⑥そして、戦後の民主主義の時代に入って以降の振り子は、我妻自身の言葉を転用すれば「スローカーヴ」⁽¹⁵²⁾で緩やかに〈左〉に振れるのである。

【追記】 我妻栄のふるさとの味「ジギリ」(連載「(2)」【追記】)について、我妻栄記念館・矢尾板操館長、管理人・手塚正氏、市立米沢図書館・石黒志保氏より頂戴した追加情報によれば、「ジギリ」は「ずんぎり(じんぎり)」(=塩鮭の「ぶつ切り」)の意で、山形県最上郡鮭川村の郷土料理として今も伝えられているとのことであった。

【正誤】 連載「(1)」……①「沖中重雄」の苗字の表記が1箇所だけ「沖中」になっている(F350頁(91頁)10行目。沖野眞己の「沖」ではなく、伊藤若沖(「沖^{ひな}しきが若^{こと}し」)の「沖」)。②F353頁(88頁)の横溝正史の昭和40年の日記の日付につき、「翌9月7日(水)条」とあるのは、「翌9月8日(水)条」の誤植である。

(152) 我妻栄「大内兵衛さんの我妻・横田・宮沢評」『民法と五十年——身辺雑記(4)』前掲I注(115)367頁。